

令和7年第6回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月10日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（14名）

1番	中村美穂	議員	2番	檜鼻貴博	議員
3番	速水真由子	議員	4番	松本弘康	議員
5番	久保幸子	議員	6番	岩本克己	議員
7番	谷川暢一	議員	8番	川島富士夫	議員
9番	倉谷明	議員	10番	増井文雄	議員
11番	藤田正美	議員	12番	熊谷勘信	議員
13番	辻岡正和	議員	14番	北原武道	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美 名 子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二 本 松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観 光 ま ち づ くり 課 長	池 田 和 哉
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子 育 て 支 援 課 長	原 田 太 輔
健 康 医 療 課 長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上 下 水 道 課 長	宮 田 雅 秋	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	中 西 み や 子	歴 史 文 化 課 長	吉 村 卓 也
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時13分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、岩本克己議員、7番、谷川暢一議員を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は12名の皆様から通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、4番、松本弘康議員、7番、谷川暢一議員、5番、久保幸子議員、9番、倉谷 明議員、11番、藤田正美議員、8番、川島富士夫議員、2番、檜鼻貴博議員、14番、北原武道議員、6番、岩本克己議員、1番、中村美穂議員、10番、増井文雄議員、3番、速水真由子議員の順に質問を許可します。

4番、松本弘康議員。

4番、松本弘康議員の質問時間は、10時15分までとします。

○4番（松本弘康議員）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。よろしくお願いします。

合併以前より、歴代町長、議会、行政、そして、何より多くの町民の皆様の多大な御努力と御尽力によって合併20年という大きな節目を終えられましたが、多くの町民の皆様が、20年たったのに、なぜと思われていて、私にも大きく聞かれること、大きく2点について、町長の所信をお伺いしたいので、御答弁よろしくお願いします。

まず、大枠1点目の質問です。

消防、警察、また、全国で唯一とも言われる保健所の管轄等、二重行政の解消につい

て、こちらにあります若狭町まちづくりプラン、第2次若狭町総合計画、平成30年から令和4年度版の基本構想・基本計画の第3章、基本計画②の広域連携の推進の中で、特に若狭町は国の機関である法務局、また、土木事務所、健康福祉センターや警察署等の県の機関や消防組合、環境衛生組合等の一部事務組合、さらに、中学校における体育競技大会等の枠組みが合併以前のままの二重構造になっており、その解消に向けた取組も実施していきますとありましたが、第2次若狭町総合計画の中期基本計画、こちらの中期基本計画、令和5年から令和9年度の中には、③公共施設の最適化の具体的取組として、本庁舎、消防施設、小学校の複合化・集約化等の検討とだけ書かれており、非常にトーンダウンしているように感じます。

先日、日本維新の会の吉村代表が、連立政権発足後の会見で、大阪副首都構想、また、その先の道州制にも言及された会見をされておられました。若狭町が誕生した平成の大合併以来、近々ではないかもしれませんが、また大きなうねりがやってくるかもしれません。この先、持続可能な若狭町であるためにも、二重行政の解消について、我が町の舵をどう取っていかれるおつもりか、町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

皆様、おはようございます。松本議員から御質問いただきまして、大変身に余る光栄と思っております。また、今ほどは、合併20年のこういった歩みも述べていただきました。その中で、今、行政がどういった状況にあるのか、また、住民の皆様方のこういった御意見というのをお聞かせいただきましたので、それを踏まえて、私から答弁をさせていただきますというふうに思います。

まず、現状を申し上げますと、国の機関である法務局では、不動産等の登記事項証明書、登記簿謄本でございますが、こちらはオンライン化されております。全国どこの法務局でも取得することが可能ですが、不動産登記の名義変更等の手続に関しては、対象となる不動産の所在地を管轄する法務局で行う必要があることから、三方地域の管轄は福井地方法務局敦賀支局、上中地域の管轄は福井地方法務局小浜支局となっております。

次に、県の機関でございますが、嶺南振興局の中に土木事務所、健康福祉センターがございます。三方地域の所管は敦賀土木事務所及び二州健康福祉センターで、上中地域の管轄は小浜土木事務所及び若狭健康福祉センターとなっております。

土木事務所では、管内の県管理の国道や県道、県管理の河川、砂防、海岸施設の改良

や保全事業を担っており、また、建築基準法に基づく審査及び検査、都市計画法に基づく開発行為に関する各種届出や許可等の業務、道路に関する各種申請等の業務がございます。また、健康福祉センターでは、健康づくりや感染症対策、難病・精神保健、医務・薬務、福祉、環境衛生、食品衛生など、以前から地域に沿った多岐にわたる業務がございます。

これら各種届出や許可申請、相談等が1か所となると、移動における住民の皆様、また、事業所の皆様の負担などが今よりも大きくなる地域も発生をすることから、併せて医療に関するところでは、嶺南地域の医師会は地域単位の郡市医師会で構成されておりますので、医師会の統一も難しい状況となっております。

県では、平成19年に福井県及び福井県議会において、出先機関再編の議論が行われました。調整がつかず、再編には慎重な対応が必要であるとして、管轄区域の変更は行われずに現在に至っているのが現状であるというふうに認識をしております。また、警察につきましても、福井県警察の組織体制として、三方地域の管轄は敦賀警察署、上中地域の管轄は小浜警察署となっており、これまでから統合に向けた検討はなされていないものと認識しております。

次に、消防組合ですが、三方地域は敦賀美方消防組合、上中地域は若狭消防組合となっております。

消防組織については、自主的な市町村消防の広域化を強力に推進するため、県内を嶺南北部地域、丹南地域、嶺南地域の三つの消防本部体制として、福井県消防広域化推進計画が策定されており、嶺南の両消防組合におきましても、嶺南消防広域化検討委員会を組織し、広域化に向けて課題の抽出や検討を重ねられてきました。

しかしながら、構成市町の広域化への思惑や熱意の違いから、広域化は困難であるとの結論に至り、広域化が進んでいないのが現状でございます。

次に、教育の面でございますけども、福井県中学校体育連盟についてですが、体育連盟主催の「夏季総合競技大会」、「秋季新人競技大会」の地区大会では、三方中学校は「二州地区」、上中中学校は「若狭地区」の枠組みとなっております。この枠組みの変更には様々な調整が必要となり、これまで検討がなされてきてはいないというのが現状でございます。

このように、それぞれの組織の現状からは、若狭町の思いだけではなくて、国や県をはじめとする関係機関、また、構成市町のそれぞれの考え方や状況もございますので、二重行政の解消には長い道のりを有するものというふうに認識をしているところでございます。

しかしながら、住民の皆様の支障を来すことがないように、状況をしっかりと見守るとともに、こういった関係機関をはじめ、自治体、また首長間、こういったところでもしっかりと行政の効率化が図られて、利便性が向上するようにしっかりと議論も重ねていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

こういった現状を御説明申し上げましたが、今後も、こういった広域行政の中で、今、若狭町も様々な住民生活の安心・安全の確保であったり、利便性の向上、様々な事業を進めることができっておりますので、こういった関係機関とはしっかりと綿密に連携を図りながら、また、そういったバランスを取りながら、首長としては、町民の皆様のそういった日頃の日常生活であったり、事業に支障がないように、しっかりと努めていかなければいけないというふうに感じておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

松本弘康議員。

○4番（松本弘康議員）

様々な困難があることは承知しましたが、それぞれの管轄区域が1つになるということが、若狭町、ひいては町民の皆様の御不安、御負担の解消に少しでもつながると思いますので、引き続き御努力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、これも合併以来、町民の皆様が、すぐにこれ当たり前のように解決するんだろうなと思いながら20年たった電話番号の市外局番問題です。

今の世の中は、ほとんどの方が携帯電話で連絡を取り合うので、日常生活の中では、同じ町内で市外局番をつけて固定電話にかけるということが少なくなっているのが困ることもあまりないかもしれませんが、特に、いざというときに忘れてしまって困るのが町役場への電話、ファクスです。先日も、近所の方が、うちのファクスが壊れたみたいなので上中庁舎にファクスしてほしいんやけども、ちょっとというて、よう話を聞いてみると、市外局番0770の付け忘れでした。逆の場合もしかり、本当にこの町の一体感を改めて否定するような、年に何回か訪れる少し悲しい出来事です。

NTTという、あくまでも民間の会社の都合だと言ってしまえばそれまでかもしれませんが、若狭町のことだけでなく、それこそ0770の市外局番を共用する嶺南の全ての自治体と一緒に市外局番の撤廃をお願いするようなことはできないのでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

N T Tの市外局番につきましては、御存じのとおり、三方地域が敦賀市及び美浜町含む敦賀区域の管轄で、上中地域が、小浜市、おおい町及び高浜町を含む小浜区域の管轄に分かれており、三方・上中両地域間で電話をかける場合は、それぞれ市外局番からの発信が必要となっております。これは、合併前と変わりはありません。

これらの行政区域内での市外局番の不一致を解消できないか、N T T西日本に確認したところ、町内全域を敦賀区域もしくは小浜区域のどちらかに変更する必要があるため、そのためには大規模な整備工事と多額の費用が必要になることから、この整備については、今までから考えていないという回答でございました。当然に、嶺南地域を1エリアとした市外局番の整備はこれ以上に考えられないということでもございました。

仮に、町内全域を小浜区域に変更した場合、三方地域にお住まいの方は、美浜町や敦賀市に電話をかける際には、これまでとは異なり、市外局番からの発信が必要になるなど注意が必要となります。

このように、若狭町内全域が、敦賀あるいは小浜のどちらかの市外局番に統一されますと、町内間の通話は市外局番が不要にはなりますが、町外への通話におきましては、嶺南地域の市外局番を1エリアとして整備しない限り、市町間の通話では、今まで市外局番が不要であったところが逆に市外局番が必要になることも発生してきます。

最善は、嶺南地域を1エリアとした市外局番にする、このことは言うまでもありません。ただ、現時点では、N T T西日本の経営方針や、嶺南各市町が市外局番の統一を切望していないということもございますので、今後、それぞれの考え方の変化を情報収集しつつ、各市町が嶺南1エリアとして市外局番を望むその兆しが出てきた場合には、一番のメリットを受けます若狭町が率先して連携を図り、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

松本弘康議員。

○4番（松本弘康議員）

N T T西日本の経営方針、また、嶺南各市町の熱量の違いは理解しますが、今、御答弁いただいたとおり、今現在、一番デメリットのある我が町がその兆しをつくるよう努力していただきたいと思います。

大枠2点目の質問です。

本年は、若狭町の誕生した2005年以来、5期20年ぶりに町議会議員選挙が実施され、また、国政においては、我が国日本の憲政史上初の女性総理の誕生で、町民の皆

様、国民の皆様が、今までより、より一層政治に関心を持たれていると思います。

しかし、2005年の町議会議員選挙の投票率は86.8%でしたが、今年は68.1%、約20%近くの低下になっています。これは、投票日当日の朝、大変な雨風で足元が悪かったことが要因の1つかと思われますが、一番は、投票所の減少によって、投票所までが非常に遠い地区があるということ、例えば、遊子区では、梅の里小学校まで7.4キロ、杉山区では、投票所まで5.5キロ、その他にも、投票所まで3キロ、4キロという地区が幾つもあります。毎日通勤、買物等で出られる方は、期日前投票が大変便利でよいと思いますが、車をお持ちでない方にとっては、とてもじゃないが歩いて行ける距離ではないと思います。

そこで、もう既に全国で多くの自治体がいろいろな方法で取り組まれているように、移動投票所の導入、または、投票所までの送迎等を検討するおつもりはないでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（熊谷勸信議長）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

選挙の投票所につきましては、平成17年の若狭町合併当時、旧町の投票所の数を維持したため、三方地域16か所、上中地域14か所、計30か所の投票所がございました。その後、平成19年に人口の規模に応じ、近隣市町と同程度の数に統合、校区単位の11か所へと変更し現在に至っております。

投票所の統合により、選挙当日の投票所が遠くなり投票に行きづらくなった方もおられるかと思いますが、一方、期日前投票の投票条件が緩和されてきたことに伴いまして、期日前投票を利用される方が非常に増加しております。直近の令和7年7月に執行された参議院議員通常選挙における期日前投票率につきましては、有権者数の43.7%と県内で2番目の高さとなっており、これは若狭町の投票者7,646人のうち4,871人、ほぼ3分の2の方が期日前投票により投票をされております。

また、期日前と当日の投票、全てを合わせた全体の投票率も68.6%と、こちらも県内2番目に高い状況でございまして、今までからも若狭町の投票率は常に高く、県内の上位に入っております。また、投票所からの距離の関係で投票率を見ても、距離のある集落が特に低い状況にはなっておりません。

このようなことから、若狭町選挙管理委員会におきましては、現在のところ、投票所への送迎や期日前投票における移動投票所の開設は検討されておませんが、今後、投

票率が下がるような場合には、まずは選挙啓発を強化した上で、期日前投票の移動投票所の開設など、何らかの対策を選挙管理委員会で検討するよう働きかけていきたいと考えております。

なお、選挙当日の移動投票所の開設につきましては、制度上、開設できないことになっておりますので、この点につきましては、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

松本弘康議員。

○4番（松本弘康議員）

近々、年明け1月には福井県知事選挙、再来年には統一選挙が決まっており、常在戦場とも言われる衆議院総選挙はいつあってもおかしくありません。とにかく都会の低投票率に対抗できる地方は、もう投票率だけが命、投票率の高さで、東京、都会へ行っても、我々が選出した議員は力を持ったりとかしてくださるので、とにかく投票率を下げないように、町民の皆様の大切な大切な1票の権利がしっかり行使できるように、なるべく広く町民の御意見を聞かせていただいて、御検討していただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

7番、谷川暢一議員。

谷川暢一議員の質問時間は、10時35分までとします。

○7番（谷川暢一議員）

おはようございます。12月に入りまして、年末年始に向け慌ただしい日々、時期と なってまいりましたが、この時期、ごみの量も増えるそうです。

今日は、ごみ処理の質問からまず始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、当町の日笠区において、令和6年4月から供用が開始されております若狭広域サテライトセンター、可燃ごみの中継施設の運用状況と、今後の運用方法についてお伺いいたします。

若狭広域行政事務組合において高浜町に新設されました若狭広域クリーンセンター、可燃ごみの焼却施設ですが、令和5年度から稼働しております。これにより、遠方から運搬しなければならなくなった可燃ごみを一旦溜め置き、大型運搬車に積み替え、中継する施設として、若狭広域サテライトセンター（可燃ごみ中継施設）が当町の日笠区に建設され、令和6年4月から供用が開始されております。そこには、現在、一般持込の可燃ごみと可燃粗大ごみ、そして、三方地域で収集された可燃ごみが搬入されておしま

す。

しかし、この中継施設が立地しております上中地域全域と、一部三方地域で収集された可燃ごみは、この施設には搬入されておりません。直接、高浜町の若狭広域クリーンセンターまで運搬されております。このことにつきまして、サテライトセンター建設前の令和4年3月定例会の一般質問において私は質問させていただいております。

収集ごみの可燃ごみ焼却施設への運搬距離が、これまでより大幅に増えます。高浜町へと、小浜から高浜へと大幅に増え、労力もコストも若狭町の負担が増えると考えられることなどから、そもそも町内の最も焼却施設、高浜町ですね、寄りに建設される中継施設なのに、なぜ、それ以降の若狭町内全域の可燃ごみが搬入可能な容量での計画ではなかったのか、また、運用開始後の稼働実績容量についての検証や運用見直しの組合への要望等は考えているのかとの問いに対しまして、町は、「これまでの構成市町の実績等による計画ではあるが、今後については、分別内容の変更や搬入場所や運搬距離の変化により、どのように推移するか予想が難しい、今後の搬入実績から検証することは必要であるが、まずは運用開始後の搬入状況を見極めてまいりたい。」との答弁でありました。あれから3年半がたちました。若狭広域サテライトセンターが稼働して1年半がたっております。

そこで質問です。令和6年4月の稼働開始から1年半余りが経過した現在の稼働状況、搬入実績をお伺いします。併せて、この施設の最大限受入れ可能な容量に対する、実際に受け入れている容量がどれくらいの割合になるのかをお伺いいたします。

○議長（熊谷勸信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

若狭広域サテライトセンターは、地元との取決めで、「搬入されたごみは、その日のうちに全量を若狭広域クリーンセンターへ搬出すること」としております。計画では、粗大ごみを除き、可燃ごみ1日最大搬入搬出量を18.92トン、搬出回数を1日最大5回と定め、運営管理委託契約の条件にもなっております。

令和6年度搬出実績では、1日当たり平均10.41トンであり、計画の1日搬出最大量の約55%となります。搬出回数では約3回となっております。

月別の搬出量は、おおむね1日当たり7トンから10トンで推移をしており、繁忙期であります12月や1月においても10トン前後となっております。計画容量に対して余裕がある状況となっております。現在の搬出回数は、1日3回以上が約75%で、

搬出車両1台分約5トンの余力があることとなっております。

○議長（熊谷勘信議長）

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

令和6年度の搬出実績では、計画の1日搬出最大量の約55%ということで、実質まだ受け入れる余裕があるとのことでありました。また、高浜町のクリーンセンターへ運搬する大型運搬車の搬出回数にもまだ余裕があるように思われます。実際、一般家庭や事業所からの持込み可燃ごみの量は、当初の予想より少ない量であると聞いております。

こういった現状の検証をもっとさらに行い、余裕のある搬入可能容量を細かく見極めることにより、これまでより多量の町内収集可燃ごみのサテライトセンターでの積み替え中継が可能かどうかを、コスト面ですね、町から組合への負担金なども考慮しまして試算してみたいかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

先ほどの御回答のとおり、現在の余力は搬出車両1台分となっております、これは、町のごみ収集車2台分に相当します。理論上は2台の追加受入れが可能であることとなります。ただし、若狭広域サテライトセンターは、「住民持込ごみの利便性確保」と「三方地域の距離負担軽減」を目的に設置されたものであり、収集ごみの積替えは環境面・効率面から本来想定しておりませんでした。

現状につきましては、三方地域については、焼却施設までの距離が最も遠方となることから、若狭町からの要望を踏まえ、最低限の範囲に限定した量の収集について対応可能としていただいております。運搬車両の稼働状況やコスト試算により、各市町の負担金額に関わることもありますことから、慎重に判断する必要がございます。

今後のごみ量の推移を注視しつつ、若狭広域行政事務組合と必要に応じて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

運搬状況やコスト試算により各市町の負担金額にも関わるということですので、今後のごみ量の推移により慎重に判断し、必要に応じて検討したいとの答弁で

した。余力があるとはいえ、当町の収集ごみ全般、多くカバーできるほどではないということは理解いたしました。

そもそも、若狭広域行政事務組合が設立され、その中で可燃ごみ処理を広域化し、4市町の焼却施設を集約した大きな目的の1つは、効率化により行政コストを削減することにあると思われまます。若狭広域クリーンセンターが稼働後、当町での一般持込みの可燃ごみと可燃粗大ごみの受入れは、一時期、仮設積み替え施設として、クリーンセンターかみなか、下タ中ですね、行われておりまして、1年後に若狭広域サテライトセンターが稼働しております。

可燃ごみ処理を広域化する前、移行時期、広域化システム本格稼働後の可燃ごみ処理コストの変化と、可燃ごみ処理の広域化が当町でのごみ処理コスト削減につながっているのかをお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

可燃ごみ処理の広域化は、4市町が共同で施設を整備・運営することで、焼却施設の集約による効率化と行政コスト削減を目的としており、長期的には施設の集約により、維持管理費の抑制につながっていくものと考えております。

現在、町で行っております収集にかかる費用に関しましては、これまでと比較して運搬距離が増えたことにより多少増加をしておりますが、処理施設の運営費用につきましては大きく減少しております。

若狭町の可燃ごみ処理施設運営に係る経費の決算ベースによる金額比較によりますと、広域化施設稼働前の令和2年度から令和4年度までの3か年の平均は、約1億7,200万円、移行時期の令和5年度は約7,500万円、広域化施設の本格稼働後の令和6年度は約7,100万円となっており、広域化施設稼働前と比較すると、移行時期では年間約9,700万円の減額、本格稼働後では年間約1億100万円の減額となっており、若狭町の可燃ごみ処理コストは削減されており、広域化の目的を果たしていると考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

昨年、一昨年と1億円前後のごみ処理コストが減額とのことで、私が思った以上のコ

スト削減がなされているということでありました。可燃ごみ処理を広域化した目的を十分に果たしているということであり、その点は大いに評価したいと思っております。

とはいえ、まだ施設に余力、余裕があることは確かであります。また、もともとは住民持込みごみの利便性確保が目的での設置であるとのことでしたが、それも予想を下回っているのが現状かと思われまます。せつかく4市町が多額の費用を投じ新設した施設でありますので、より効率のよい運用を模索し続けていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、2庁舎制及び2中学校制における課題と今後についてお伺いいたします。

一見何の関連性もないように思われるでしょうが、順を追って説明したいと思います。

平成17年に2町が合併し、若狭町となって以来、それぞれ旧上中町、旧三方町の庁舎に課局を振り分け、二つの庁舎を併用する2庁舎制が続いております。

しかし、近年の議会において、各議員より、それぞれの庁舎の老朽化や耐震判定、C判定だったと思います、による不安等が指摘されております。また、庁舎の近隣において、災害避難場所等に指定されております地区公民館などの老朽化による建て替え等の要望におきましても、今後の庁舎活用のありようによっては、その空きスペースを利用するという可能性も含めて検討されているのではないかと考えられることから、早期の対応が求められることは明らかであります。

本来、2庁舎制は、合併による住民サービスの利便性や質の低下を防ぐことを目的とした措置であり、これまで一定の効果を保っていると思われる反面、2か所に庁舎があるという利点を十分に活用できているとは言えないのではないのでしょうか。

例えば、集落要望や地区要望において、合併当初は両方の庁舎で夜にも行われていたと聞いております。現在は、平日の日中に三方庁舎で一括して行われ、各地区・集落の担当者は仕事を休んで対応せざるを得ない状況であります。庁舎が2か所あるのなら、せめて自分の地域に近いほうの庁舎でももらえればと、出先機関ではなく、どちらも同格の庁舎であるのにという不満が聞こえてまいります。

また、その反面、旧町の庁舎をそのまま2庁舎制として使用していることは、住民の旧町民意識の継続にもつながり、旧町民同士の対抗意識がいつまでもなくならず、若狭町民としての意識の融和の弊害にもなっている側面もあるのではないかと考えられます。ハード面のみならずソフト面からも町は早急に2庁舎制の今後の在り方について判断すべき時期にあると言えるのではないのでしょうか。

そういった町民意識の融和という意味におきましては、この2中学校制ということにも同じことが言われております。旧上中町、旧三方町に1校ずつであった中学校がその

まま活用され、卒業後は諸所の高校、大学、職場へと進んでいくという現状におきましては、その後、大人になってからも旧町民意識や過度の対抗意識が抜け切らず、三方・上中地域の意識の融和がいつまでたっても図れない原因の1つではないか。現在の生徒の人数的にも、中学校を1校に統合し、そこで共に学び、生活し、意識を共有した者たちが将来の形を担っていくということで、ようやく町民意識の融和が進むのではないかという意見もよく耳にいたします。

子どもの数が著しく減少している現状、住民意識の融和の面からも、早急に中学校、小学校の統合を検討すべきはもちろんです。一刻も早く町の方向性というものを示すべきと考えます。

そこで質問です。

前述しましたように、災害における避難場所でもあり対策本部でもある庁舎の耐震性においては、これまで多くの指摘がなされており、改修を待つ近隣施設の対応にも影響が及ぶことから、早急な判断が望まれることはもちろんですが、2庁舎制が、合併から20年がたつ現在においても町民意識の融和があまり進まない一因との指摘もあります。

20年以上、2庁舎制を続けてきた現在、その効果や課題についての検証はできているのでしょうか、お伺いします。

○議長（熊谷勸信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

若狭町の庁舎の在り方につきましては、合併協議会において、分庁方式を採用するということが決定をされまして、それぞれの庁舎に課局を配置し、お互いの庁舎の課を補完するために、三方庁舎にはサービス室、上中にもサービス室を設置して、若狭町がスタートしております。また、当時、特別職におきまして、町長、収入役は三方庁舎に、助役、教育長は上中庁舎に配置をされまして、議会も上中庁舎ということになっておりました。その後、機構改革での課局の配置替えを経て、平成29年から現在の状況というふうになっております。

これまで20年間の間を見ますと、いわゆる分庁方式の利点というところにつきましては、町民の皆様の利便性を図るため、窓口対応、そして、また各種届出、これらをどちらの庁舎でも対応できる体制に整えることで、詳細な点につきましても、大半は窓口で担当と内線をつないで対応をさせていただいております。

一方、課題でございますが、内線で担当課とやり取りをしておりますも、やはりど

うしても対面でないと処理ができない、そういった場合もございますので、住民の皆様
に庁舎を移動していただくといったようなこともこれまであります。

また、議員御指摘の年1回開催しております集落ヒアリング、この会場につきまし
ても、合併当初は三方地域の集落は三方庁舎で、上中地域の集落は上中庁舎で行って
おりました。現在、三方庁舎で行っているわけですが、上中地域の集落の役員の
皆様方には御不便をおかけしております。しかし、事務の合理化という点では、1か所
での開催に御理解をいただいているものというふうには考えております。

町といたしましては、今日まで町民の皆様にごできる限り御不便をおかけすることのな
いよう、利便性の向上を図ることを第一として、その時々における最善の方法を検討し
てまいりました。そして、行政運営を進める中で、日々改善に取り組み、今年度につ
きましては、DXを活用し、オンラインで窓口をつなぎ、対話で、対面で会話できるよ
うに整備もしております。ただ、行政面における課題の一つとなっておりますのが、職員
が各種会議や打合わせなどで庁舎間の移動に時間を割かなければいけないという点も挙
げられております。

こうした利点、課題様々ございますので、現在、再度、その辺りを確認し、検証を行
う中で、庁舎の在り方を検討しているところでございますので、御理解を賜りますよ
うにお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

20年余り、紆余曲折がありながら、その時々における最善の方法で対応してきて
おり、今後はDXを活用しつつ課題の検証を進めていくとのことでありましたが、事務
の合理化・効率化のために住民の負担が増えるというのは、職員の働き方、効率性とい
う点ではよく分かりますが、本来の目的である住民サービスの利便性や質の低下を防ぐ
という2庁舎制のメリットを全く生かせていないということでもありますので、何とか改
善いただきたいと思っております。

では、先ほど松本議員の質問、または町長の答弁にもありましたが、当町では、消防
組合や警察署の管轄なども、ほかの行政、いろんなことが2つの行政形態を持って進
めておられます。このことに関しては、若狭町だけで方針を決めることは大変難しいこ
とだと思いますが、2庁舎制に関しては同町独自の判断によることができます。このま
ま2庁舎制を続けるのであれば、ハード・ソフト面においての大幅な改善が必須であり
ますし、あるいは、統合も視野に入れているのか、2庁舎制の今後の在り方について、町

はどのように考えているのか見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

庁舎の在り方につきましては、令和6年9月の定例会、そして、また、本年9月の定例会におきまして、それぞれ庁舎の耐震化についての御質問もいただいております。

その際にも御答弁をさせていただいておりますけれども、昨今の地震の大規模化を考慮しますと、庁舎は町の中核でございます、防災の拠点としての庁舎の耐震化、ここは、もう重要課題ということも認識をしております、早急に進めていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、耐震性のある庁舎を確保するためには多額の費用が必要でございますし、庁舎の在り方として、現在と同様に、2庁舎制を採用するか、あるいは、統合をしていくか、将来のまちの姿を見据えながら慎重に議論していく必要もございます。

現在、行政内部でございますが、私を筆頭に「庁舎耐震化内部検討委員会」を設置をさせていただき、2庁舎制の体制の利点、課題、そういうところの検証を行っているところでございます。

今後、内部検討委員会では、庁舎の在り方として、あらゆるパターン、例えば、今の両庁舎を活用した機能強化、そして、長寿命化、双方の可能性、あるいは、新たに建設する場合において、2庁舎体制の継続か、一方、庁舎を統合させるか、また、庁舎機能に加えた複合施設の考え方、そういったところをいろいろ想定できる様々なパターンも検討していかなければならないというふうにも考えております。

併せて、改修や建設における経費の算定、ここも大事なところでございまして、ほかの自治体の事例から、経費の試算による将来の財政運営の影響、ここもしっかりと見定めなければいけないというふうに思っております。

若狭町まちづくりマスタープランの検討会議、こういった中で、外部の有識者も含めた委員の皆様の御意見をいただきながら、議員御指摘の、「いまだ残る旧町民意識」の解消につなげるための1つとして、若狭町の将来の姿を見据えた庁舎の在り方を今後示してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

「庁舎耐震化内部検討委員会」が設置されたということで、そこは一步前進であるのかなと感じております。そこで、ありとあらゆるパターンを検討し、まちづくりマスタープランの検討会議を通じて、将来の若狭町の姿を見据えた中での「庁舎の在り方」を示すとのことでした。具体的に動き出したのかなと感じております。大いに期待して待ちたいと思っております。

では、少子化による小中学校の統廃合に関しては、よく議論の対象となっておりますが、少子化だけではなく、先ほども申しましたが、町民意識の融和という面におきましても、中学校の統合というものは重要な課題であるかと思っております。町の年間出生数が60人程度で推移している現在、少子化対策も大変重要ではありますが、今現在、決して多くない人数の同世代の中で育てていく子どもたちに、どういった教育環境を提供していくのか、町がしっかりとした方向性というものを打ち出し、今生まれた子が義務教育を終える15年先というものをしっかりと見据えたビジョンを示す必要があるのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、少子化の進行は著しく、本町の年間出生数が60人程度で推移する現状において、将来を担う子どもたちの教育環境をどのように整えていくかは最優先に取り組むべき重要な課題であります。また、将来の若狭町を担う子どもたちが、旧町の枠組みを超えて、中学校段階から多くの同世代と多様な価値観に触れ、切磋琢磨し合い、豊かな人間性を育むことは、議員御提言のように、若狭町民としての一体感を醸成する「町民意識の融和」という面において重要な視点の1つであると認識しております。

現在、これら少子化への対応と、よりよい教育環境の構築に向け、学識経験者や小中学校校長による「学校規模配置適正化検討委員会準備会」を立ち上げ、検討委員会設置に向けた準備を進めているところでございます。

今後は、検討委員会の中で、保護者や地域の皆様、学識経験の方々と共に、これからの若狭町の学校教育の在り方や、小中学校の統合について慎重に協議を重ね、幅広く検討を行っていく予定であります。

子どもたちの未来を見据え、夢と希望を持って学べる環境を整えるため、学校配置の

適正化に関する具体的なビジョンを、令和8年末を目標にできるだけ早い段階で町民の皆様にお示しできるよう努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

「学校規模配置適正化検討委員会準備会」において検討委員会のまだ準備をしている段階であるとのことでしたが、同時に、「令和8年末をめどに具体的なビジョンを早い段階で示す」ともありました。少子化の現状を町民は身にしみて感じております。小中学校の統廃合についても、今すぐ大規模な改編が打ち出されても遅いくらいだという意見も聞こえてまいります。令和8年末までの早い段階という具体的な時期が示されたことは大いに評価したいと思います。

前述しましたように、身近に同級生、同世代が少ない今の子どもたちにどういった教育環境を提供していくのかということが大変重要な課題となってくると思われますが、中学校の統合に関しては、将来における町民意識の融和が図れるという少し明るい未来が期待できることでもあるのかなと思っております。

来年の12月議会におきましては、町から示された学校規模配置適正化の具体的なビジョンというものを基に、より具体的で活発な議論がなされていくことを大いに期待いたしまして、私からの質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで暫時休憩します。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

5番、久保幸子議員。

久保幸子議員の質問時間は、11時14分までとします。

○5番（久保幸子議員）

皆様お疲れ様です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

質問に入ります前に、教育委員会の皆様に感謝をお伝えしたいと思います。

6月に初めての一般質問において、私は通学路の安全性の確保について質問をさせていただきました。そして、現在、熊などに対する安全対策として、小学生に対する鈴の

配布が実現いたしました。朝のごみ捨てから戻るとき、実際に子どもたちが鈴を鳴らしながら登校するのを耳にいたしました。無事に行って帰りますようにと和やかに願うとともに、厳しい条件にもかかわらず、予算を確保し、現在可能な範囲で子どもたちの登下校の安全を少しでも守ろうと努めている、また、ほかの部署との連携もあったとお聞きしております。皆様の御尽力に思いをはせました。本当にありがとうございました。

さて、今回は、福祉関連で、特に「地域共生包括ケア体制の構築」について重点的に質問をさせていただきます。

若狭町第4次地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）計画の趣旨を参照いたしますと、家族形態の変化、暮らし方や働き方の変化が反映されております。具体例としては、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯、核家族が増加しており、今後もこの傾向は継続されると見込まれております。

このような中、要介護者の増加や孤独死、ひきこもりや生活困窮者の増加、虐待や子どもの貧困、災害時における避難支援の在り方など、福祉を取り巻く環境は厳しさを増し、さらに地域の課題は複雑化・多様化しております。これらの課題に対応するため、介護、障害福祉サービス及び生活保護などの公的サービスや支援制度の役割は重要となっており、住民が相互に助け合うという意識の醸成とそのネットワークの形成、また、官民一体となった取組など、複合的な支援が必要となっております。

実際に、若狭町では、高齢化率36.9%と全国平均を大きく上回り、集落によってはさらに高齢化率が伸びております。この結果、独り暮らしの高齢者や老老介護が増加傾向にあり、深刻な問題となっているのです。

そこで、若狭町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画、若狭町第3次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を参照いたしますと、それぞれの計画の推進体制について、連携という言葉が繰り返し登場いたします。ところが、実際には、分母である福祉関係者はもとより、見守りや生活支援の担い手不足が深刻になっております。

そこで、今後、第5次若狭町地域福祉計画策定に当たり、自治会やボランティア、NPOなどの地域ネットワークを活用した地域包括支援センターや、福祉関係機関との間に整備される連携体制について、実現するとすればどのような形になるのかという問いを中心に中項目を5つ立て、それぞれに複数の質問を割り振る形で順に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、1点目に、地域共生包括ケア体制について、次の3つをまとめて伺いたいし

ます。順を追ってお答えをいただきますと幸いです。

第1に、町として「地域包括ケアシステム（高齢者が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らし続けられるように、支える仕組み）」の整備に関する基本方針や計画はおありでしょうか。

次いで、医療・介護・福祉・生活支援の連携体制はどのように構築されておられますか。

最後に、地域包括支援センターの人員体制や機能拡充の予定について伺いたします。加えて、民間事業者・医療機関との情報共有・協働の仕組みはどのように整えられておりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域包括ケアシステムの整備に関する基本方針及び計画につきましては、若狭町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画に、「ところをつなぎ、仲間とともに支え合う住民主体のしあわせまちづくり」を基本理念とし、「保健・介護予防連携」、「在宅療養の推進」、「地域支え合い推進」の3分野に重点を置き、それぞれに目標を掲げて推進しております。

2点目の医療・介護・福祉・生活支援の連携についてですが、「保健・介護予防連携」につきましては、いつまでも健康で自分らしく暮らしていただくために、各種体操教室や集落サロンでの健康や認知症に関する教室の開催、虚弱の状態を早期に発見するためのフレイルチェックの実施や、本年度から全庁を対象に、福井大学の協力の下、高齢者の筋力低下などに着目した拡大検診の実施、1月よりフレイル予防体操を開催することにより、要介護状態にならないための保健事業と介護予防事業の一体的取組を進めております。

「在宅療養の推進」では、医療や介護に関わる職種による在宅療養検討委員会において、在宅生活を送っていただくために特に必要な「食べる力」と「トイレに行ける力」について検討を進めているほか、毎月開催しております地域ケア会議における個別事例の検討や、ケアプランの質を高めるためのケアマネ連絡会の開催、また、様々な専門職の視点を学び合う場としての多職種連携研修会の開催を行っております。

「地域支え合い推進」では、町内の金融機関や郵便局、県民生協などの事業所などと協定を結び、地域見守りネットワークを構築し、気がかりな高齢者を発見した際に、地

域包括センターに連絡が入るような体制を整えております。また、民生委員やサロン世話人などの協力の下、集落サロンや各地区での支え合い活動の支援を行っていただいております。

3点目の地域包括支援センターの人員体制、機能拡充についてですが、地域包括支援センターの機能拡充については、現在の人員では住民からの相談が大変多く、支援を行うことで手いっぱいの状態であり難しいと考えております。

しかしながら、高齢化率は上がり続け、要支援、要介護者は増え続けます。必要と思われる事業を見極め、集中して取り組むこと、また、必要な人員を確保することにより、よりよい地域共生社会の実現を目指す必要があると考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。「保健・介護予防連携」や「地域の支え合い推進」について、各種体操教室やサロンでのフレイルチェックなど、地域や集落の皆様の支え合いの活動によって、要介護にならないための取組や、気がかりな高齢者の発見につながっておりますが、今後は、介護予防リーダーである住民ボランティアの皆さんが高齢者となっていくわけですから、また、若者の人口減少が進む若狭町においては、自然にこうした活動の担い手不足が深刻な問題になっていくと考えられます。

また、在宅療養の推進にあるように、高齢者が住み慣れた地域で、最後まで自分らしく暮らし続けるには、医療関係者とケアマネジャーとの連携や家族の介護が必要ですが、先ほどと同じく、高齢者が介護を担う状況に増えるであろうと推察されます。

実際に、現在、地域包括支援センターの皆さんの日常を見ますと、支援の相談や計画などのケアプラン等の作成に係る様々な専門職による研修会や連絡会が開催されているようですが、業務時間外の開催などが多く、ほかの分野では広く普及しつつある働き方改革に逆行している状態と言えるのではないのでしょうか。また、高齢者率の増加は、若狭町だけの問題ではありません。似たような問題を抱える自治体と一丸となって、国や県に働きかけることが必要なのではないのでしょうか。一貫した支援や財源確保のため、例えば、10年先を見据えた過疎地域のデジタル化、ICT導入による新たな働き方改革が国レベルで制度設計され、さきに述べた大規模なインフラ整備が今後ますます進んでいくことを期待しております。

では、続いて、見守り・生活支援ネットワークについて、3点お伺いいたします。

まず、民生委員、自治会、社会福祉協議会などの既存の見守り活動の現状と課題をど

のように把握されておられますか。

次いで、2点目、地域ボランティア、企業、NPOとの協働モデルについて、どのような想定をされておられますか。

また、最後に、緊急時（災害・医療・孤独）に備えた情報共有や連絡体制はどのように整えられておられますか。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域での見守り活動等につきましては、民生児童委員や社会福祉協議会の福祉委員、老人クラブ相談員の協力の下、子どもや独り暮らし、高齢者のみの世帯、気がかりな方などを訪問を中心とした見守り活動を行い、包括支援センターにつなぐ活動を行っていただいております。また、災害時の避難行動要支援者台帳の作成につきましても、区長をはじめ、集落の役員さんに大変お世話になっております。

しかしながら、近年、福祉関係者の役員の負担が大変大きくなっていることから、各集落において、役員選考に大変苦勞されているという課題が出てきております。

2点目の地域ボランティア・企業・NPOとの協働モデルについてですが、町内外の事業所と協定を結び、地域見守りネットワークを構築し、気がかりな高齢者を発見した際に、包括支援センターに連絡が入る体制を整えております。今年の夏も協定を結んでいる事業所から連絡が入り、自宅内で倒れている高齢者を発見し、医療機関へ救急搬送することができた事案がございました。

3点目の緊急時に備えた情報共有、連絡体制についてですが、災害など緊急時の対応については、各集落の協力により災害時の避難行動要支援者の把握を行うとともに、個別避難計画の策定を行っており、これを管理するためのシステム導入を進めております。

また、包括支援センターにおきましては、自然災害時及び感染症発生時における「若狭町包括支援センター事業持続計画」を策定しており、本年9月には、各介護事業所ケアマネジャーさんとの合同で災害時を想定した訓練を実施しております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。見守りや生活支援について、各委員さんの中には、仕事をしながら活動されている方も珍しくなく、会議等は仕事を休んで参加されているとも

伺っております。年金制度の改定によって、70歳まで働かなければならない現状と老人クラブや各種団体からの脱退や民生委員の引き受け手がない状態が増加することがあった場合、どこがこの活動を引き受けていくのか、地域ボランティアについても、今後どのように対応されていくのか、課題が多くあるように思います。また、緊急時の避難行動要支援者の管理システム導入を進められているとのこと、今後ますます期待しております。

これらの連携がスムーズな支援行動に結びつき、安心して安全なまちが保たれることを期待しております。

では、3点目、独り暮らし、あるいは、複数人で暮らす高齢者世帯支援について、2点お伺いたします。

まず、高齢者の「生活支援コーディネーター」の配置や、活動状況についてお伺いたします。

次に、配食・移動支援・買物支援など、日常生活支援の仕組み、1人で暮らす高齢者の安否確認システム（ICT・地域見守り）を導入する予定があるのか、お伺いたします。

○議長（熊谷勸信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

地域包括支援センターでは、生活支援コーディネーターを配置し、町内独り暮らし高齢者を中心に訪問活動による状況確認等を行っております。また、昨年度作成しました介護タクシーや宅配サービスなど、民間サービスなどを掲載しました「若狭町たすけあい手帳」を活用して、公的支援やサービスの案内・説明を行い、その方に合った支援につなげております。

2点目の日常生活支援の仕組みと高齢者の安否確認システムにつきましては、配食・移動支援・買物支援などの日常生活の支援につきましては、包括支援センターでの相談時やケアマネジャーさんによる訪問時に公的サービス、民間サービスを利用させていただくよう「若狭町たすけあい手帳」などを活用し、御案内しております。

また、独り暮らし高齢者の安否確認につきましては、希望者に緊急通報装置の設置を行っております。そのほかの、例えばタブレットを活用しての安否確認システムなど、多種多様な機器やシステムが多く企業から出ておりますが、それらにつきましては、内容をよく精査して検討しておりますが、現在のところ導入の予定はございません。

○議長（熊谷勘信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。現状、様々な支援については、高齢者の方々を直接訪ねて寄り添い、聞き取った個々の状態を支援計画などに組み込まれている様子が見えま
す。それらの記録・管理と運用について、5年後、10年後を見据えて、福祉関係者による業務効率化や職員の負担軽減を目的に、段階的に進めていくべき課題であると考え
ます。

続いて、4番目の質問ですが、地域づくり・住民参加について、1点伺います。

地域住民やボランティアが主体となる協働の仕組みづくりに対する支援はどのように
されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、集落サロンや老人クラブへの補助を行っているほか、各集落での体操教室や
健康教室の開催、フレイルチェックを実施しております。

このうち、フレイルチェックにつきましては、ボランティアの皆さんによるフレイル
サポーターを養成しており、各種測定をできる限り担当していただいております。さら
に、地域で認知症に対する理解を深めていただくために、認知症に関する相談や、皆
さんが集える寄り場として、オレンジカフェを開催しまして、ボランティアさんに中心と
なって御活躍いただいております。

今後は、各集落などにおいて、サロンの世話人の皆さんと協力しまして事業を行っ
ていければと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。このフレイルサポーターの養成講座に参加されている方々
は、現在、集落サロンの運営に携わっておられる方も兼ねておられるとのことと認識し
ておりますが、地域のために自分の時間を使って、一生懸命奉仕の心で取り組んでおら
れます。

ところが、この方々がさらに高齢化していくと、集落サロンにおける担い手不足は深刻さを増していくと思われま。担い手不足の状態では、特定の個人に役割が集中し、負担が大きくなりがちだという問題も見られてくると思います。また、この点を解決しようにも、将来の活動を担う若者がいない、働き盛りの世代が忙しいなどの理由で、新たな担い手の確保が難しくなっていくようにも思います。加えて、会議の準備、プログラムの企画、参加者への呼びかけなど、運営にかかる労力や時間的負担が大きく、ボランティアのモチベーションの維持や新規参入の壁となっているようにも感じております。

そこで、特定の個人だけが運営に携わるのではなく、ほかの参加者もできる範囲で会場設営、お茶出し、アイデア提案など役割を担うことで、運営負担を軽減し、「みんなで作くり上げる」という意識、多様な「やりたい」という思いを拾い上げて、元気な高齢者を新たな担い手として巻き込み、社会参加の場を提供するような取組もまた必要なのではないかと思ひ始めております。

では、次、全体としては、本日最後の質問とさせていただきます。

具体的には、今後の方向性について、2点お伺ひいたします。

まず、「地域共生社会」の実現に向けた中長期ビジョンや指針について、どのように進めていかれるか、お考えをお聞かせください。

また、具体的なモデル地区の設定や実証的な取組を予定されているのか、お伺ひいたします。

加えて、今後、町として特に重点を置く課題・政策分野はどこにあるとお考えですか。

また、最後に、町民・団体・企業と協働する際の課題と期待についてどのようにお考えなのかをお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、第5次の若狭町地域福祉計画の策定作業を進めており、その中で、近年の若狭町を取り巻く状況やこれまでの取組内容を検証し、今後のビジョンなどを検討してまいりたいと考えております。

なお、モデル地区の設定や実証的な取組につきましては、フレイル予防対策事業として、令和元年から福井大学の協力を得て開始した拡大検診を三宅地区で3年、瓜生地区で3年の間、試験的に行い、本年より町全体で約100名の方を対象に行っており、参加者をサルコペニア予防体操につなげることにより、介護が必要な方をできるだけ減ら

すべく取組を行っております。

2点目の町の重点を置く課題についてですが、高齢者や障害者、生活困難者等における課題としまして、1つ目に、高齢者等の健康づくり、介護予防、フレイル予防。2つ目に、医療・介護の専門職の連携による在宅療養の支援。3つ目に、認知症や精神障害者の理解による安心して生活できるまちづくり。4つ目に、障害がある人の親亡き後を見据えた支援、就労支援。5つ目に、生活困難者への生活支援。6つ目に、高齢者・障害者における移動支援。7つ目に、専門職などの人材確保があり、これらへの取組を進めていくことが重要となってまいります。

町民・団体・企業に協働していただきたいことにつきましては、気がかりな方を見守っていただき、包括支援センターをはじめとする役場など関係機関へつないでいただくことが大切になってまいりますので、皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勸信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。今後、若年層の住民減少に伴って様々な産業分野の担い手が不足する一方、高齢化率の上昇によって、地域社会・産業・自治体運営、全てに二重の圧力がかかってまいります。

したがって、DX化や事務の自動化、多様な人材確保、コミュニティの再構築は確実に必要であり、現場の声を反映した取組を今後も速やかに進めていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

試しに具体的に幾つか挙げてみますと、DXによる事務の自動化、すなわち申請手続を簡素にするオンライン申請の導入や、高齢者や障害者等の皆さんにとって、役所に向く負担や複雑な書類作成の手間が軽減され、社会参加のハードルを下げるよいきっかけになると考えられます。

さらに、利用者情報を一元管理・共有することで、一人一人のニーズに合わせた、よりきめ細やかな支援計画の策定と実行が可能になってくるのではないのでしょうか。

加えて、法律上、職場までの移動支援が使えないという大きな壁に阻まれている就労意欲のある障害者やその支援者にとって、リモート勤務を活用した職業訓練や就労支援、情報提供が可能になれば、地理的・時間的制約を軽減し、障害者の経済的自立を支援することにつながっていくのではないかとも思います。

また、総合的な相談支援体制の構築、分野横断的な情報連携により、複数の課題（生活困窮・障害、子育てなど）を抱える世帯に対し、行政内の各部署が連携して、切れ目

のない支援を提供できるようになると考えられます。

以上のような政策を一步でも推進できたならば、社会と分断、孤立することなく、「ところをつなぎ、なかまとともに支え合う住民主体のしあわせなまちづくり」の基本理念の目標にも近づくのではないのでしょうか。

長時間の質問に対し、事細かく御答弁いただき誠にありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

9番、倉谷 明議員。

9番、倉谷 明議員の質問時間は11時45分までとします。

○9番（倉谷 明議員）

議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

大項目1点目です。外国人との共生社会の形成に向けた取組を伺います。

若狭町でも、外国人労働者を製造業、建設業、介護現場など、様々な職種において見かけることが多くなりました。昨日の報道では、福井県の有効求人倍率が、今年度10月に1.08倍で全国のトップを91か月継続しています。これは、手放しに喜んでばかりはいられない状況です。

要因は様々ですが、その中の一因として、労働力不足があります。

政府は、企業に70歳までの就労機会を与えるよう努力義務として求めました。しかし、それも現場によっては体力的にも難しい職場もあるでしょう。そこで、働き手として人手不足を支えてくれますのが外国人労働者です。

しかし、7月の参議院議員選挙で、選挙戦途中から外国人規制が争点として浮上しました。「行き過ぎた外国人受入れに反対」の主張に挙がっているような違法行為などの問題は若狭町内では、ないと思います。また、地域トラブルもないものと思います。

しかし、町内でも外国人労働者に対して、何となく不安に感じているとの声を聞くことがあります。不安をあおるような不確かな情報、誤解や誤った情報がSNS上で拡散されているのが要因だと思われます。

日常的に町内で頻繁に外国人と接することは少ないとは思いますが、今後、労働者としてだけでなく、観光で訪れる人も増加すると予想されます。互いの文化への理解を深め、偏見をなくすことが基本です。個人レベルでできること、行政・社会レベルで必要なこと、企業がやるべきことがあると考えます。個人レベルでできることも大切ですが、ここでは行政・地域・企業などが連携し、共生社会の基盤整備を考えておくべきことについて質問をします。

そこで、まず、若狭町で働き、暮らす外国人について質問です。

町は、在留資格別に「技能実習」「特定技能」「技術・人文知識・国際業務」「留学」「家族滞在」などで外国人の在留状況（居住者、非居住者）や人数を把握していますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次課長）

それでは、御質問にお答えします。

日本国内に中長期在留する在留外国人の状況につきましては、出入国管理庁において、在留管理制度にのっとり必要な情報が継続的に把握されているところですが、在留外国人の住居地である市区町村役場におきましても、平成24年7月の住民基本台帳法の改正施行により、在留外国人も日本人と同様に住民登録を行うこととなりました。

議員御質問の点につきましては、外国人の住民票の記載事項の中に、国籍や在留資格があることから、町では、この住民票により現状の把握が可能となっているものであります。

若狭町におきます在留資格別の人数につきましては、令和6年12月31日現在で、まず、「技能実習」は、日本で開発された技術の研修を目的とするもので41名。「特定技能」は、特定の産業分野で相当程度の知識経験を必要とする業務に従事するもので14名。「技術・人文知識・国際業務」は、機械工学の技術者や通訳、語学講師などで15名。「留学」は5名。「家族滞在」は、就労資格で在留する外国人の配偶者や子どもで9名。その他のものも含めて、合計で133名となっております。

出身地域別では、アジア地域からが127名、ヨーロッパとアメリカからが各3名となっております。

なお、住居を置かないものについては、住民登録がなく、町では把握をしておりません。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

技能実習制度を背景に、アジア系労働者の割合が多いですね。

偏見や差別意識は、周囲の大人の言動で幼児期から植付けられるそうです。しかし、これは学び直すことが可能です。これからの子どもたちは、異文化の人や価値観の違う人の中で暮らすことになっていきます。日頃から異文化、価値観の違う環境で育てば、

偏見や差別は少ないと思います。

しかし、若狭町では、そういった環境にはありません。学校教育現場では、共生社会について、どのような教育をなされていますでしょうか。また、今後どのように展開していくお考えでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、これからの社会を生きる子どもたちにとって、異なる文化や価値観を持つ人々と協働し共生していく資質を養うことは極めて重要であると認識しております。偏見や差別のない社会を築くためには、幼児期からの豊かな体験や学校教育における人権尊重の精神の涵養が不可欠です。

学校教育現場における主な取組といたしましては、道徳や社会の授業、総合的な学習の時間を通じた国際理解教育があります。また、町の予算でALTを採用し、ネイティブな英語に触れるだけでなく、諸外国の生活文化や習慣を学ぶことで、自分たちとの違いを知り、多様性を認め合う心情を育てております。

また、中学3年生を中心に、毎年3月に派遣してきましたオーストラリアとの国際交流も35周年を迎え、来る12月12日より6日間オーストラリアから約40名の訪問団を町内の御家庭へのホームステイなどで受け入れます。その間に、交流記念式典や町民とのウェルカムパーティー、町内の学校訪問なども予定しており、英語による生きたコミュニケーションを通じて、言語だけでなく、その背景にある文化や考え方にも触れる機会を設けております。

今後の展開につきましては、地域的な環境により、日常生活で外国人の方と接する機会が少ないという現状から、タブレット端末を大いに活用して、海外の文化などを調べたり、場合によってはオンラインで海外の学校と交流したりするなど、教室にいながら世界とつながる体験的な学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

学校教育を通じて、子どもたちが「違い」を「豊かさ」として捉え、互いに認め合い、支え合うことのできる人材となるよう、引き続き共生社会の実現に向けた教育を推進してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

異なる文化を肌で感じることは、貴重な経験になりますし、今回の交流事業はまたとないチャンスです。歓迎イベントには多くの方に参加していただきたいと思います。また、若狭町国際交流協会の長年にわたる活動に感謝します。

身近で暮らす外国人との共生は、お互いの文化への理解を深め、偏見をなくすことが基本です。それには言語の壁をなくすことが一番だと私は考えます。

労働者の受入れ企業においても、仕事をする上で円滑なコミュニケーションができるように努力はされているとは思いますが、また、会話能力向上に社会参加を促している企業や個人もあるようです。地元の祭りや奉仕作業に参加してもらったりして、自然な形で交流を深めているそうです。

町も、対象者を外国人に限定した自治会の住民交流事業へのSDGsまちづくり推進支援事業があります。「技能実習生」として来日し「特定技能労働者」を目指す人もいます。長期滞在が可能になり、企業側にもメリットがあると思われます。

それには、特定の技能試験と日本語試験への合格が必要となります。高いレベルの日本語能力を求められるはずですが、そのためには日本語教育が必要になるでしょう。

しかし、若狭町の中小企業独自では、それは難しいと思われます。企業間での協力をするか、行政としても支援が必要ではないかと考えます。町は地域住民と外国人の交流促進事業や、日本語教育の機会を増やす支援、共生社会の形成についての考えをお示しください。

○議長（熊谷勸信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

外国人と共に生活していくには、互いの言語や文化を理解し、偏見を持たず、尊重し合うことが大切です。町では、自治会が、若者や女性、外国人を対象としたイベントを開催した場合に補助する自治会イベント開催支援事業制度を設け、地域住民と外国人が交流する機会を増やし、総理解を進めております。また、賃貸住宅「かみなかコーポ」を管理する事業所では、管理住宅に居住する外国人を対象に、日本語教室を開催されており、外国人の暮らしをサポートしております。

このような自主的な取組に加えて、福井県国際交流協会や近隣市町との広域的な連携により、県が実施する日本語学習支援事業や日本語ボランティアの養成講座等の情報を積極的に事業所等へ提供し、活用を促すとともに、外国人との交流の現状を踏まえ、配布物等においてのやさしい日本語での記載や、町主催のイベント等への参加を積極的に

呼びかけ、交流の場づくりを進めたいと考えております。

町としましても、様々な分野においてグローバル化を進め、地域全体の持続可能性と豊かさを高め、外国人も地域の一員として共に社会をつくっていけるようなまちづくりを目指しております。そのために、外国人の職場等での支援だけではなく、暮らし全体を支える取組を進めるとともに、住民においても、外国人に理解を示し、コミュニケーションが活発になり、友好関係が築けるよう意識醸成等を図ってまいりたいと考えております。

SDGsによるまちづくりを進める中で、県や関係団体、地域、事業所等とも連携を図りながら、互いに尊重し合い、助け合い、共生できる社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

具体策を期待していましたが少し残念です。仕事以外の日常生活の場面で日本人と接する機会が多いと、互いに理解が深まり、気持ちを伝え合ったりし、心の壁がなくなると思います。地域住民とのつながりの場をつくり出せる何らかの支援を考えていこうではありませんか。支援は金銭的な面だけではありません。外国人が安心して日本で生活できる環境をつくろうではありませんか。

外国人労働者は、日本人と同様に社会保険（健康保険、厚生年金保険、保険雇用、労災保険）の加入が義務づけられています。11月に福井県国民健康保険運営協議会委員研修会に出席しました。そこでは、在留外国人への不満・不安の1つに、外国人は保険料収納率が低く、十分な負担をしていないのではないかと声があるそうです。

社会保険料の徴収方法は、企業に雇用されている人は日本人と同様に勤務先の事業所を通じて給与から天引きされる形ですので問題はないかと思われます。個人事業主のように、個人で直接納付する人の状況はいかがでしょうか。滞納はありませんか。

また、現在滞納がないにしても、外国人の税・社会保険料等の未納付防止への対策はされていますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次課長）

それでは、御質問にお答えします。

給与や年金からの特別徴収を除いて、町で徴収する外国人住民の社会保険料の滞納状

況につきましては、医療保険の国民健康保険税と介護保険料を合わせて、11月15日現在で、過年度分を含め4件となっております。

また、それらの未納防止への対策としましては、国民健康保険税では、国の指針に基づき、納付することができない特別の事情がないにもかかわらず長期にわたって滞納が続く場合においては、医療機関での窓口負担を10割とする特別療養費制度の適用を促すなどしております。

いずれの保険料の収納対策につきましても、徴収困難事例では、福井県滞納整理機構と連携を図るなど、厳正な滞納処分を含めた収納事務の実施に努めております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

言葉の壁もある中で、徴収時のトラブルを心配していましたが、対策も講じられており安心しました。

外国人には納税等の公的義務を果たしてもらっていますので、共生社会を実現するには、外国人が安全・安心に暮らすことができる社会にしていく必要があります。そこで私が一番心配しますのが、災害発生時の連絡・避難誘導や避難所での支援が平等に行き届くかです。

現在の若狭町の対応策はどのようになっていますでしょうか。マニュアル化された手引きはありますか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

町内にお住まいの外国人につきましては、転入・転出などの異動もございますので、日々、的確な数値の把握や住んでおられる場所の把握ができないため、現在、災害発生時の連絡・避難誘導や避難所での支援策について、外国人対応の取組や外国人対策の手引きなどはございません。

今後、近隣自治体に能登半島地震後の対応などを踏まえた状況などを確認しながら、手引きなどの作成について検討していくとともに、外国人を雇用されている事業所などへ地域の防災訓練等への参加など、地域共生の啓発などについても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

避難誘導や避難所での支援は、外国人が居住されている地区の理解と協力や企業側との連携も不可欠となります。発災時のことだけではありません。一朝一夕にことは運ばないとは思いますが、防災訓練のときにでも話し合う機会を設けていきましょう。外国人との共生社会についての質問をしてきました。支え合いながら共に生きていく、全ての人が安全に安心して暮らせる社会を目指していかなければなりません。

それでは、大項目2点目です。

今年、全国各地で多発しています熊などによる獣害への町の対応策を伺います。

若狭町でも熊の目撃情報があり、公式LINEにもその情報が発信されていました。人的被害はなかったにせよ、人里に出没しているのですから、農作物への被害はあったのではないのでしょうか。

そこで質問です。

心配されるのは熊だけではありません。今年に入ってサルの集団が、これまで目撃した場所での頭数が増えているようにも感じています。通学路でのサルの出沒もあり、これまでもそれに対する質問や提案が谷川議員や川島議員からありました。

熊の出沒の可能性もあります。住民や保護者からの要望など入っていますでしょうか。先ほどの久保議員からも通学路の安全確保に対して、町はクマ鈴を配布されたというところに触れられていました。通学路の児童生徒の安全確保への対応状況、対策の検討内容をお示してください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、町内での熊の目撃情報やサルの出沒頻度の増加につきましては、教育委員会といたしましても大変懸念すべき事項と捉えております。

現時点におきましては、この件に関して、保護者から教育委員会へ直接具体的な御要望や御意見は寄せられておりませんが、現場の教職員や地域の方々からは、子どもたちの安全を心配する声も伺っております。

現在の対応状況と対策につきましては、今年に入り、全国的にも、また県内においても熊の出沒が相次いでいる状況から、先般10月30日付で、文部科学省より通知された「熊の出沒に対する学校及び登下校の安全確保について」を町内小中学校長宛てに発

出し、改めて注意喚起と対策の徹底を指示いたしました。

各学校におきましては、児童生徒への安全指導の徹底としまして、熊に出会った際には決して近づかない、刺激をしない、大声を出さない、背中を見せて走らないといった命を守るための具体的な行動について指導を行っております。

また、登下校時の安全対策として、今年7月に町から全ての児童に配布しました「クマ鈴」を常に携帯することや、可能な範囲での集団登下校の実施、また、目撃情報があった際には、保護者へのメール配信等による迅速な情報共有を行い、状況に応じて保護者による送迎をお願いするなど、臨機応変な対応を取るよう指導しております。

そして、サルにつきましても、熊と同様に、決して興味本位で近づくことのないよう、学校を通じて指導を継続してまいります。

教育委員会といたしましては、今後も児童生徒の生命と安全を最優先に考え、農林水産課や警察などの関係機関並びに保護者、地域の皆様と緊密に連携し、情報の共有と迅速な対応を努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

地域の人や保護者などとの安全点検をしていただき、児童生徒が安心して登下校できる安全対策を講じていただきたいと思います。

今年は熊の冬眠も例年より遅くなりそうとの予想です。餌があり、雪もなければ冬眠せずに過ごせます。生息域に餌がなくなり、里に柿などの果実が残っていれば、それを求めて下りてくる可能性があります。

12月に入っても出沒の可能性はあると思われます。

今年、緊急銃猟が可能になり、各地で猟友会の方が駆除したとの報道を見聞きします。若狭町には、狩猟免許を持ち、銃砲所持許可を取得され、猟銃を所持される方は何名おられますでしょうか。また、その平均年齢は何歳でしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町内で狩猟免許を持ち、銃の所持許可を取得している人数は15名で、平均年齢は54.4歳となっております。そのうち、若狭町の有害鳥獣捕獲隊としては、現在9名となっており、その平均年齢は58.7歳で、来年度以降、来年4月以降に2名の増員を

予定しており、11名とすることにより活動を強化することとしております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

平均年齢も比較的若く、また来年度には増員も予定されているとのこと感謝します。

若狭町で熊の被害が出るなどした場合に、捕獲、駆除しなければならないという事態になったときの体制づくりはどのようになっていますでしょうか。

猟友会メンバーとの協議はされましたか。行政の依頼で危険な害獣駆除を担わされることに違和感を覚える方もおられるように報道されています。

若狭町からの協力要請への反応はいかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町では、有害鳥獣を捕獲し、駆除する際、銃器等使用しての止め差しができる捕獲隊を組織しており、現在、三方地域4名、上中地域5名の計9名の隊員で構成をしております。なお、令和8年4月以降は、三方地域で2名を増員し、11名での体制を予定をしております。

この捕獲隊は、福井県猟友会若狭支部に所属する会員の中で、はこわな等の狩猟免許を取得し、かつ、第一種銃猟免許を取得したもので、狩猟経験が5年以上の十分な実績と豊富な知識を持った者の中から、猟友会若狭支部の会長が推薦し、町長が任命した者が捕獲隊員として有害鳥獣の捕獲駆除を実施していただいております。

議員御質問の熊の駆除を対象とした緊急銃猟に係る体制づくりにつきましては、現時点では、この捕獲隊の9名で対応することを想定をしており、捕獲隊の皆様に対しましては、緊急銃猟の説明と緊急時の対応をお願いをさせていただき、一定の御理解をいただいております。

また、10月に南越前町で開催されました緊急銃猟研修会におきまして、捕獲隊隊長と農林水産課職員が参加をし、緊急銃猟実施に向け、情報収集から情報の共有、現地での警戒や実施体制の確立、また、実施判断から緊急銃猟の実施などの場面に応じました実地研修も経験をしております。

現在、緊急銃猟のマニュアル等を作成中のため、今後、改めて捕獲隊員の皆様との協議や調整を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

有害鳥獣捕獲隊が対応いただき、緊急時の対応にも御理解いただけているとのこと、また、実地研修もされているとのこと、体制づくりが整いつつあるようですので、心強いです。

熊の出没が多発しています地域からは、猟友会頼みの体制確保が課題だと報道されています。熊のような猛獣の駆除に携われる経験豊富な人が高齢となり、その後継者がいないようです。若狭町でも同様ではないかと町の状況を今回の質問に挙げました。

しかし、先ほどの答弁にもありましたが、捕獲隊が構成され、緊急時の対応にも御協力いただけるとのことです。

ただ、メンバーの皆さんは民間人ですので、生業の仕事もされている中での要請に応えるのも難しい事態が発生するかもしれません。鹿の食害も深刻です。近年雪が少なく、冬を越せる小鹿も増えます。さらに被害が深刻になると予想できます。

若狭町では、今後、ハンターに頼らない獣被害の予防策をどのように進めていくのかを、お考えをお示してください。また、さらなるハンターの養成を、ガバメントハンターも含め考えていますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町での熊の出没情報などに基づく対応につきましては、町の職員が現場をパトロールすると同時に、捕獲隊の方々にもパトロールなどの実施や捕獲檻の設置に出動をいただいております。

捕獲隊の方々におかれましては、仕事を持ちながらの捕獲駆除活動であり、町としましても、捕獲隊員の協力なくしては、有害鳥獣の被害から住民や農作物を守ることは困難であると認識をしております。

そうしたことから、今後、少しでも多くの若い方に捕獲隊員として活動していただくためには、銃の経験を積み、技術を習得していただくことが必要となるため、緊急銃猟捕獲者の確保や育成のための射撃研修会等の開催や、捕獲隊の確保の一助としての活動費の増額なども検討していきたいと考えております。

また、有害獣の捕獲や駆除など、ハンターに頼らない予防策としましては、これまで

に、鹿やイノシシなどの対策として、獣害柵の材料を支給し、各集落で設置していただく有害獣の侵入防止対策を継続して実施をしております。また、熊の人的被害の未然防止として、町内の全ての小学生にクマ鈴を配布し、通学中の安全確保に努めたことや、住民向けには、柿の実の早期収穫や、収穫予定のない柿や栗の木の伐採につきまして、集落回覧等により協力をお願いをさせていただくとともに、今年度からは、熊を含めて、有害獣を誘引する原因となる柿の木を中心とした伐採事業を町で実施し、町内4つの集落で6件、30本の果樹の伐採を行うことにより、有害獣を住民生活に寄せつけない予防策を講じており、今後も継続した取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、ガバメントハンター含めたハンターの育成につきましては、まずは猟友会若狭支部と相談しながら、先ほど答弁させていただきましたような育成に関する具体的な支援策などを進めるとともに、県内の状況などを参考にしながら検討を重ねていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

答弁いただきました取組は、近隣市町との連携も必要でしょう。熊などによる人的被害、農作物への被害などを防ぐ支援を講じていただけるようお願いしまして、私からの質問は終わります。

○議長（熊谷勘信議長）

11番、藤田正美議員。

藤田議員の質問時間は12時21分までとします。

○11番（藤田正美議員）

それでは、私からの質問をさせていただきます。

（仮称）三十三間山風力発電事業改め（仮称）江若風力発電事業について、町長のこれまでの対応と今後の御見解をお伺いいたします。

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングが、三十三間山での風力発電事業の開業計画に向けて環境調査を進めており、地域住民からは、事業計画に賛成できない趣旨の意見書と計画中止要望が、町民約2,200名以上の署名とともに若狭町議会に提出されました。

若狭町議会は、令和6年3月定例会において、国の関係機関、福井県知事に対して、「（仮称）三十三間山の風力発電事業計画に対して、反対する意見書」提出の発議が上程され、全会一致で採択されました。渡辺町長は、若狭町議会の意見書提出を受けて、

これまでに福井県知事への答弁や関係機関への諮問をされているようですが、令和7年11月現在でも事業者の計画調査は続行されており、その意思は撤回されていません。それどころか、事業者側より住民の理解を求めるような説明会が頻繁に開催されております。この三十三間山風力発電計画につきましては、これまでに環境影響評価法に基づく環境アセスメント調査の方法書が事業者において作成され、その方法書に対して、渡辺町長は、生態系や景観等への懸念から、計画については賛成できない旨の意見書を福井県知事に提出しております。

そこで、これまでに各地の風力発電事業の問題事例と市町の対策例を幾つか述べさせていただきます。

東北地方は風況がよく、我が国における風力発電実績の4割以上を占めるなど、風力導入推進政策の本命地域でした。しかし、建設件数が増えるにつれて、環境破壊や災害誘発などの懸念が噴出し、各地で反対運動が起きたり、行政が計画の再考・撤回を要請したりするといったケースが相次いでいました。特に話題となったのは、風力発電設備の導入容量全国1位の青森県で計画されていた国内最大規模の「みちのく風力発電事業」で、八甲田山系の貴重な生態系を破壊するとして県も強く反対し、撤退に追い込まれました。

同時に、宮城県でも、昨年、風力事業などに対して営業利益の2割を支払わせる新税が創設され、青森県も、宮下宗一郎知事は、2023年9月の記者会見で、環境保護と再エネ事業の共存を目指すとして「自然環境と再生エネルギーとの共生構想」を発表、その中で、陸上風力発電を対象に用途を自由に決められる「法定外普通税」の制度設計に着手するとしており、再生可能エネルギーを対象とした新税の創設を検討すると発表しました。宮下知事は、「自然環境の破壊が目につき、失われたものを取り返さないといけないものとのバランスを考えた」と語りました。

岩手県は、年中通して風が吹く風力発電の適地の1つとして知られています。そのため、数多くの事業者が同県において陸上風力発電建設計画を進めてきました。しかし、少なからぬケースにおいて、その計画区域が国の天然記念物である絶滅危惧種のイヌワシの生息域に重なるなどして、反対運動が起きたり、県行政が再検討を求めたりするケースが相次いでいました。

岩手県は、このほど、イヌワシの重要な生息域や国立・国定公園の特別保護地区、国や県指定の保安林などを「レッドゾーン」として設定し、風力発電施設の立地回避を求める方針だといいます。県の森林面積の約4割が該当する見込みだといいます。

なお、レッドゾーン外の風力計画についても、地域特性を踏まえて、騒音や水質、景

観への影響に関する約50項目のチェックリストを作成し、事業者に示す方針だといいます。

そのほか、稼働中の風力発電事業には多くの問題が起きています。これから計画中の風力発電事業も地域の反対が強く暗礁に乗り上げています。

私は、令和6年3月定例会一般質問にて、観光ビジョンについて、人口減少について、経済効果の影響、環境問題など、懸念される様々な問題提起を踏まえて質問をいたしました。

当若狭町は「若狭町環境基本条例」が平成20年に施行されており、それに基づいて若狭町環境基本計画が策定されております。

趣旨として、「若狭の自然と環境を守ることは、唯一この町の未来を託された私たちだけに果せる使命である。私たちは、このことを自覚し、自然を愛し、緑を育て、すべてのものとともに歩み続けるためにこの条例を制定する。その第1条には環境の保全と創造、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」と条例で定めています。

私の令和6年3月の質問による答弁では、若狭町環境宣言にもあるとおり、私たちの生活は自然との共生と循環で成り立っており、今ある若狭の自然を守ることは重要であり、なおかつ、安心して安全に住み続けられる住環境を維持することが人口減少対策につながるものと考えますとの御答弁でした。

私は、町民の想いを代表して、「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」を目指して、目標達成に立ちはだかる課題、問題点の解決にしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたしました。

令和7年度改定の「若狭町環境基本計画」には、環境にやさしく持続可能な社会を創る環境意識の醸成、環境保全活動の支援、環境保全に関する取組を実施する集落や団体に対して、その活動や人材育成を支援します。環境保全に関するイベントなどを開催し、普及啓発に取り組むとともに、そのほかのイベントにおいても協働によるPRを行いますなどが示されています。

これまでも、三十三間山の環境を保全する植栽活動や学習会が町民の自治組織で懸命に取り組まれております。活動取組関係者のお話では、苗代などの係る経費は地域づくり協議会からの僅かな助成費で運用しているとのことでした。

そこで、1つ目の質問ですが、福井県の事業で、ろくろ山に崩壊斜面・のり面の浸食防止・自然植生の形成を目的とした土壌藻類を活用した表面浸食防止工法（BSC工法）

工事が施行されましたが、若狭町では、三十三間山の環境保全対策について、どのような施策や支援をされましたでしょうか、お伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御認識のとおり、みそみ地域の3つの住民団体の方々が三十三間山の環境保全活動に取り組んでおられます。地元有志で結成された「三十三間山の自然を守る会」は、みそみ小学校のふるさと学習で、児童の皆さんに向けて三十三間山の魅力を語り、地元の登山グループ「みそみトレイルクラブ」は、尾根沿いにレンゲツツジを植栽されております。

また、みそみ地域づくり協議会は、「三十三間山緑化再生プロジェクト」を立ち上げ、みそみ保育所の園児の皆さんが園庭などで拾い集めたドングリから苗木に育ててもらい、今後プロジェクトのメンバーが三十三間山に植える計画となっています。

これらの関連経費の一部に、みそみ地域づくり協議会の予算が活用されています。

また、町の森づくり事業などにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や森林災害防止を図るため、森林環境譲与税を活用し、これまで未整備であった森林に対する間伐や森林教育などを実施しています。

その内容としましては、森林整備では、沢沿いにかかる倒木除去や里山林の保全として未整備森林の間伐、次世代へつなぐ森林環境・木育活動では、森林体験学習活動をはじめ広葉樹の植樹や木道の整備活動、加えて、森林所有者等が行う施業実施に不可欠な森林境界の確認及びGPS測量への支援などがございます。

これらにより、森林の持つ公益的機能の維持増進や森林資源の保全を図っているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

藤田正美議員。

○11番（藤田正美議員）

ありがとうございます。私は、先日開催されました事業計画の説明会に参加させていただきました。事業計画地域の町民の方は、「朝の1日の始まりに庭先から三十三間山を眺めて1日の安全、安らかな生活を祈ることを習慣にしている。この心のよりどころである神聖な山を開発されるのはしのびない」と切々に訴えておられました。

十村駅の「ほっとむら」に立ち寄ると、ほとんどの方々が不安を訴えております。町

民一体となって計画阻止、完全撤退を願っております。そして、町民は僅かな予算とボランティアで山頂の環境保持に取り組んでおります。

事業者の説明では、「山頂付近がはげ山になっているので好都合である」と、そのように発言されておりましたが、緑化が浸食されたのはここ数年前に急激に進んだことであり、以前はクマザサなどの木々が茂っているところでした。事業者側には開発に有利な条件だからといって、都合がいいことのように軽々しく思っているのは遺憾であります。

今後とも、町民の民意を重く受け止めて、「若狭町環境基本計画」にありますとおり、森林環境保全対策と景観保全対策に精いっぱい支援と施策をしっかりと履行していただきますようお願いいたします。

次の質問でございますが、環境保護のための条例制定についてお伺いいたします。

前回の答弁では、福井県におきましては、杉本知事が経済産業大臣宛に、当該事業計画は是認できるものではなく、今後の環境影響評価手続を実施する場合には、事業実施区域の変更や風力発電機の設置機数の削減など、計画を抜本的に見直す必要があるとする意見書を提出されております。

さらに、今後、経済産業省は、福井県知事の意見を踏まえて審査を行い、事業者に勧告することとなっており、渡辺町長は、今後の推移を注視するとともに、福井県や高島市とも連携しながら適切に対応をしていきたいと考えておりますと述べていただきました。

条例制定は、今までにも各自治体で施行されております。島根県吉賀町と山口県岩国市・周南市との境界に当たる山間部では、西中国ウインドファーム事業(仮称)が計画され、建設されれば国内最大級となる出力4,300キロワット級の風車33機を設置するもので、風車の高さは100メートルを超えると見られます。

島根県吉賀町議会では、新たな風力発電施設の設置を規制する「風力発電事業と地域との調和に関する条例」が可決され施行されました。背景には、事業者と住民との間にトラブルが頻発していたことがあるとあります。住宅から1.5キロ以内の地域や文化財の周辺、鳥獣保護地区、土砂災害特別警戒区域など、出力10キロワット以上の風力発電設備の禁止区域に設定しています。禁止区域に建設する場合は、町との協議や住民説明会の実施、隣接する土地の所有者の同意を義務づけています。また、土地の所有者に対しては、自然環境などを損なうおそれのある事業者の使用させないように努めることを求める内容です。一級河川では、日本有数の清流として知られている高津川の源流に当たることから、設置後は流域の環境への影響が懸念されています。

吉賀町長の岩本一巳氏は、2024年4月、西中国ウインドファーム事業に反対の意向を表明、風力発電事業の進展が見られないことに加え、地元から風力発電事業の撤回を求める要望書と1,804人分の署名が町に提出されていることを挙げていました。

近年、宮城県や岩手県、青森県、福島市などで、風力発電施設やメガソーラーの設置を規制する条例制定が相次いでいます。再エネ施設の建設に伴い、景勝地で大規模な工事が行われて環境が破壊され、景観が大きく変わることへの懸念や貴重な鳥類への影響、土砂災害のリスクが高まることへの不安が高まっています。事業者が十分な説明を行っていないことなどによるトラブルも頻発しており、地元への負担は甚大なものとなりつつあります。そのために、幾ら政府が推進しているといっても、各自治体は規制を導入せざるを得なくなっているという実情があります。

「共生構想」では、再エネ導入について、自然環境や景観への影響、事業者と住民との地域トラブルといった課題を挙げて、再エネと地域が共存・共栄するための枠組みの構築の一環として、新税の創設を検討しているとしています。

青森県は、このほど、大規模陸上風力などの再エネ施設を規制する区域を示した「風力規制ゾーン」、ゾーニング、区分けですね、ゾーニングマップ案を公表しました。それによると、現在計画中の陸上風力事業の大半が対象になるといいます。

青森県では、国内最大級の風力事業計画が県知事らの反発によって中止になるなど、風力開発による自然環境破壊がかねてより問題視されていました。現在、再エネ開発と自然の「共生」を目指す条例づくりが行われており、その一環として、地区によって違ったレベルの規制を課す「ゾーニング」の導入が議論されております。規制は、出力500キロワット以上の陸上風力が対象となります。

世界自然遺産や文化遺産、ラムサール条約湿地、国や県が指定した鳥獣保護区や保護林などを含む区域は「保護地域」とされ、原則として事業の計画は認められません。それに次ぐレベルが、保安林や県開発規制地域などを対象として、市町村の事業認定を受けなければ事業ができない「保全地域」とされて、マップの大半を占めます。それ以外が「調整地域」とされ、中でも市町村が再エネ導入を促進するエリアが「共生区域」として位置づけられます。

現在、青森県内で計画されている陸上風力開発事業の大半が「保全地域」に区分され、法定化されれば、開発には地元自治体の同意を得ることが不可欠となります。

再エネ開発を規制するゾーニングは、岩手県なども導入しており、これに続く県も増えていくと見られます。岩手県が陸上風力発電施設の立地回避を求める「レッドゾーン」を設置する方針であることは既に報じられております。

福井県と若狭町の関係では、当該事業計画は是認できるものではないとしながらも、他県の事例にもありますように、地元自治体からの意見を踏まえることが必要であると思われまます。若狭町の町民の切実な願いは、県や国に届けることこそ若狭町議会と町政策の使命と考えております。ラムサール条約認定地域である三方五湖周辺では、建物の新規建設など景観の規制がされておりまして、三方五湖からも一望されるところに高さ170メートルの風力発電設置は景観に悪い影響を免れません。

既に策定されています「若狭町環境基本条例」と「若狭町環境基本計画」に「レッドゾーン」を盛り込んだ条例制定を検討し、住民が安心・安全に生活でき、次世代の若者が住みよい町になるためにも条例施行を急ぐ必要があると考えますが、町長の御見解をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、御質問にお答えします。

大変風力発電に関して詳細に調査をされておられまして、まず敬意を表する次第でございます。私といたしましては、令和5年11月24日に計画中の風力発電事業に対して、反対の表明をさせていただきました。また、若狭町議会においても、令和6年3月22日の本会議で反対の意見書が可決されております。当時の議員の皆様方に敬意を表するとともに、非常に重い御決断であったというふうに認識をしております。

しかしながら、この計画は現在進行中でございます。議員御指摘のとおり、条例による規制を強化する自治体も増えてきており、再生可能エネルギーを条例名に含むものを調べますと、全国で100件以上に上ることを確認をしているところでございます。

これらの条例は大きく分けて2つのタイプがあり、1つは立地規制型と言われ、設置可能なエリアを制限もしくは促進するもので、環境省は、再エネの立地適正化を図るため、先ほど議員も御説明されておりましたが、ゾーニングと呼ばれる仕組みを都道府県を通じて各自治体へ周知しているところでございます。

議員御指摘のゾーニングでは、再エネを禁止する「保全エリア」、また導入を促進する「促進エリア」、可否を検討する「調整エリア」などに区分されるということになっております。このエリア規定の過程においては、地域のビジョンや論点を明確にすることができるといった利点などがございますが、その一方、法的効力がないために、実効性に課題が残ることが懸念されており、実際、ゾーニングだけでは地域の理解や納得を得るのは難しく、仮に再エネを受け入れる場合の地域のメリットも見えにくいという課題

もあるというふうに言われております。

もう一つのタイプは手続規制型というものでございまして、事業計画の届出や説明会、行政との事前協議を義務づけるものでございます。手続規制型の条例では、環境配慮がなされていれば事業を認める余地があり、立地を一律に規制する規制型よりも柔軟性があると言われております。

また、これらの2つのタイプを併せ持つ形のものですとか、令和7年3月24日には、都道府県レベルでは初となるゾーニングと課税の条例が青森県議会で可決されております。

町といたしましても、他の自治体の条例制定状況などを参考にしながら調査・研究を進めているところでございます。再生可能エネルギーの導入普及、また、利用促進に関しては、地域固有の自然環境や地理的特性、環境、景観等を踏まえた上で、導入区域を適切に設定することが望ましいというふうに私といたしましては考えております。

繰り返しになりますが、先ほどの条例によっては、再生可能エネルギーの設置を禁止するエリアや許可申請が必要なエリアを設定することができる、その反面、脱炭素を実現するに当たっては、規制だけでなく、届出によって設置を認めるエリアを設定することによって導入促進を図ることもできるわけでございますので、こういった状況を、再度、町といたしましても、しっかりと研究をしていかなければいけない、また、高市政権になりまして、国の再生エネルギーに対する考え方も変わってきておりますので、こういった状況を見定めることも大切であるというふうに考えております。

引き続き、国や県、関係機関への働きかけと併せて、「自分たちの町は自分たちで守る」という気概で効果的な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。その先頭に立ってまいりますので、引き続き皆様方の御協力をお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

藤田正美議員。

○11番（藤田正美議員）

御答弁ありがとうございます。自治体の条例では法的効力がない、国のエネルギー基本計画を仰ぎながら条例策定を今後考えているということでございます。これでは、仮に反対を表明していても、若狭町のほうも風力発電計画に対して、反対とも賛成ともどちらか分からないようにも受け止められます。これまでも、風力発電計画は、若狭町住民にとってはメリットはなく、工事に係る一部の業者にしか恩恵はないということを確認しています。

町民の方で、「若狭町議会が意見書を提出したから事業はストップしたのではないの

か」と思っている方もおられます。事業者側は「準備書」を着々と進めており、時間の余裕はありません。世界各国では、再生可能エネルギーの縮小や、アメリカでも風力発電の新規計画停止が進んでいるようです。

高市新総理は、再生可能エネルギー事業で多くの問題が発生していることを重視して、原子力発電事業を推進することを考えているような発言がありました。

福井県内では、原子力発電所が稼働しております。CO₂削減電力供給に大きく貢献しています。原子力発電所1機に対して風力発電4,000機が必要と言われております。

国のエネルギー基本計画は、今後どのように推移していくのか分かりませんが、この風力発電計画が一たび認可されましたら、もはや撤回はできません。事業者の説明会では、20年間の期間が過ぎても、基準を満たしていれば継続延長はあり得ると説明されておりました。そして、事業者はこうも言うておりました。「仮に1人の反対者がいることで事業ができないということであれば、1人の賛成者がいればできるということにもつながる」との発言がありました。「多数の反対者がいることで事業ができないという論理で、多数の賛成者がいればできる」ということのすり替えでございまして、取り違えないようにしていただきたいと思いました。到底看過できない考えであります。若狭町は、このままで何もしていないでいる、ガードが甘いことでは事業者の思うつぽになりかねません。福井県でも、若狭町民からの要望を重視しながら見守っているようです。

町民の切実な願いですので、若狭町は、早急に風力発電計画凍結、完全撤退に向けて対策を進め、はっきりと反対の考えを表明し、場合によっては、若狭町議会でも対応策を目的としました特別常任委員会を立ち上げることも必要であります。

私としましても、規制条例の施行や要望活動、町民の反対運動活動推進の協力などを提案いたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで暫時休憩します。

再開は13時とします。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

8番、川島富士夫議員。

川島富士夫議員の質問時間は、14時までとします。

○ 8 番（川島富士夫議員）

議長並びに理事者の皆様、こんにちは。公明党の川島でございます。

おいしく昼食をいただいた後の、これから過酷な時間に入りますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に従い、大項目で 2 点について質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また、分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

大項目の 1 点目、給食センターについてお伺いをいたします。

本町では、今年 9 月から学校給食の無償提供を開始していただきました。まずは、この取組に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。また、日々子どもたちに給食を提供してくださっている給食センターの皆様にも、食材の選定、調達、そして、調理における御尽力に感謝をいたします。

さて、給食センター建設から約 39 年が経過し、設備の老朽化が進み、漏水等も頻繁に発生していると伺いました。従事されている方々からは、安全面に対する不安の声も上がっています。先般、給食センターに電話で状況をお聞きした際に感じた点について、幾つかお伺いをいたします。

給食センターの設備の老朽化に関して、更新計画はどのように進められているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

現在の施設は建設から長期間が経過しており、建物及び設備の老朽化については、町としても十分に認識をしております。これまで不具合が生じるたびに修繕を行う事後保全を中心に維持管理を行ってまいりましたが、衛生管理基準の高度化や設備の寿命を考慮しますと、抜本的な対策が必要な時期に差し掛かっていると考えております。

今後の更新計画につきましては、現在策定を進めている「公共施設等総合管理計画」の個別施設計画に基づき、新たな場所への建て替えについて、財政状況や児童生徒数の推移を見据えながら、早急に検討を進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○ 8 番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ただいまの御答弁で、給食センターの老朽化について、町としても十分に認識をされ、これまで事後保全でつないできたものの、抜本的な対策が必要な時期にも来ているとの御説明をいただきました。私も、まさにそのとおりでなと受け止めております。衛生管理基準の高度化や、何より子どもたちの安全を考えますと、そろそろ修繕で対応し続けるのではなく、計画的な更新へと歩みを進める段階に入っているのではないかと思います。

個別施設計画に基づき、新たな場所への建て替えを検討されるとのことでしたが、給食の提供は、日々の教育活動を支える大切な基盤であり、あまり時間的なゆとりがない分野でもあります。財政状況や児童生徒数の推移を踏まえながらで構いませんので、できるだけ先送りすることなく方向性やスケジュールを早めにお示しいただき、着実に改善へ向けた歩みを進めていただければと思います。

次の質問です。

浄水設備、特に給水配管の劣化が進み、破損のおそれがあるというふうにも伺っています。この点について、どのように認識をされているのかお聞きをします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、配管の老朽化は深刻な課題であると認識しております。特に、当該センターの敷地は地盤沈下が発生しており、これまでに地盤沈下の影響を受けた外回りの給水配管については修繕工事を実施いたしましたが、建物内部や床下の配管につきましても、老朽化に伴う破損や漏水のリスクは高まっている状況であります。不測の事態に極力つながらないよう、日々の点検強化を行っているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ただいま御答弁いただいたとおり、外周部の配管は修繕していただいたものの、建物内部や床下の配管については老朽化による破損や漏水のリスクが引き続き高い状況とのことでした。

給水設備は、給食提供の根幹を支える大切な部分であり、もし不具合が発生すれば、教育活動にも大きく影響をしてしまいます。日々の点検を続けていただいていることには感謝申し上げますが、こうした状況だからこそ、無理のない形で計画的な更新や全体

の改修計画との連動を前向きに進めていただければと思います。

次の質問です。

従事者の方々は、設備の状態を町に伝えているというふうにも伺っています。

町としては、これまでどのように対応をされてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

現場の職員からは、漏水箇所の状況や設備の不具合について、その都度報告を受けております。これまでの対応といたしましては、報告を受けるたびに業者による緊急点検を行い、破損箇所の修繕や部品交換などの処置を講じてまいりました。

しかしながら、配管全体が老朽化しているため、1か所を直しても、また別の箇所で不具合が生じるといった状況にあることも事実であります。

現場の職員が日々不安を抱えながら調理に従事している状況は決して望ましいものではなく、抜本的な対策が必要であると認識しております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ただいまの御答弁で現場の職員の方々が日々不具合や漏水の状況を丁寧に報告をされ、そのたび緊急点検や修繕で対応していただいていることが分かりました。まずは、限られた環境の中で安全に給食を提供するために、力を尽くしてこられたことに感謝を申し上げます。

一方で、配管全体の老朽化により、どうしても再発が続いてしまう状況や、現場に不安が残っているという御説明もありました。今後は、抜本的な改善の方向性を前向きに進めていただければと思います。

次の質問です。

今年度途中から教育委員会事務局職員を給食センター長として兼務で配置をされましたが、兼務のため常駐をされていません。教育委員会の居室は、御存じのように上中庁舎内にあり、給食センターで何かあった場合に迅速な対応が難しいのではないのでしょうか。

センター長不在の状態をいつまで続けられるのか、また、設備の老朽化と相まって、

従事者の不安につながっているのではないかと懸念します。町の見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御懸念のとおり、事務局長補佐は上中庁舎にありますためセンターには常駐できておりませんが、これを補完するため、教育委員会事務局の別の職員を毎日午前中センターに配置し、食材の発注等の事務や栄養教諭、調理業務委託業者との連絡調整など、現場業務に支障が出ないよう措置を講じております。

緊急時の対応につきましては、電話等での連絡が即時に取れる体制を整えているほか、必要があれば、すぐに上中庁舎から駆けつけられるよう連携を密にしております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。御答弁のとおり、兼務センター長の不在に対しては別の職員が午前中常駐し、業務調整や緊急時の連絡体制も整えていただいていることは理解をいたしました。現場の職員が日々安心して調理や管理に専念できるよう配慮されている点については大変ありがたく思います。

ただ、設備の老朽化も重ねる中で、やはり現場の不安が完全に解消されていない状況は事実です。こうした状況を踏まえ、可能であれば、より安心して業務に取り組めるよう、センター長が常駐できる体制への移行も含めて、改めて御検討をお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

重複するかもしれませんが、施設の劣化は喫緊の課題だと感じています。早期に対応する必要があるのではないのでしょうか。松宮教育長の御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

学校給食は、子どもたちの命と健康を預かるとともに、食育を通して豊かな生活を実現するために極めて重要な事業であり、衛生管理と安定的な提供が何より求められます。

御指摘のとおり、施設の老朽化と人的体制の課題は喫緊の課題であると認識しております。ハード面につきましては、新たな場所への建て替えの方向性が定まるまでの間であっても、給水設備をはじめとするライフラインに直結する修繕は最優先で予算措置を行い、早急に対処してまいります。また、ソフト面につきましても、現場職員が不安なく安全でおいしい給食を安定的に供給できるよう引き続き努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

松宮教育長、御答弁ありがとうございました。教育長から学校給食の重要性、そして、老朽化や人的体制の課題を喫緊の問題として受け止めておられるとの御答弁をいただきました。

子どもちの命と健康を預かる現場にとって、今のお言葉は大きな支えになるものだというふうに思います。

その上で、くどいかもしれませんが申し上げます。

給水設備をはじめ、ライフラインに関わる部分は待ったなしであり、新たな場所への建て替えの方向性が定まる前であっても、迅速な修繕や予算措置が必要だと感じます。現場の職員の皆さんが日々不安を抱えず、子どもたちに安全でおいしい給食を届けられますよう、どうか今後も一つ一つの対策を丁寧に確実に進めていただきたいと思います。

教育長の御認識を心強く感じつつ、改めて早期の取組をお願い申し上げ、給食センターの質問を終わります。

大項目2点目、空き家課題の解決について、幾つかお伺いをいたします。

本町の空き家の増加は、人口減少と相まって深刻な課題となっています。

国は、人口創出に向け、住民登録制度の推進を行っています。本町の豊かな自然環境を生かし、本町と継続的な関係を持つ方々を「ふるさと住民」として位置づけ、空き家の管理、利活用の担い手となっていただく仕組みが必要ではないかというふうに考えます。

そこで、御提案したいのが「二地域居住推進法人」の指定です。これは、既存の「空家管理活用推進法人」と連携し、ふるさと住民の受皿となる組織として機能するものと認識をしています。

具体的には、ふるさと住民登録から始まり、空き家の見守りや管理、季節的滞在から二地域居住や移住へと関係人口が段階的に関わりを深めていける一貫した支援体制を構築するものです。

そこでお伺いをいたします。

ふるさと住民登録制度の導入と、それを空き家対策と戦略的に連動させることについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

「ふるさと住民制度」とは、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる仕組みとして、移住よりもハードルが低い形で地域づくりの担い手を確保できるため、地域活力の維持向上や地域経済の活性化が期待できるとされております。現在、制度の詳細は、国のほうで検討が進められており、内容が確定していません。

今後、情報収集を行いながら、当該制度が当町の移住施策や空き家対策に有効であるかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。空き家の増加が地域の課題となる中で、この制度は、空き家を活動拠点やお試し移住住宅として活用し、新たな人材や担い手を呼び込む大きな可能性を持っていると感じております。国の制度が確定するのを待つだけでなく、本町としても先行して検討できる部分はまだまだたくさんあるのではないかというふうに思います。

本町の移住施策の補完、関係人口の広がり、そして、空き家の利活用の促進、これらをどのように組み合わせていくのかについて、町としてのお考えや方向性をできる範囲で早めにお示しいただければありがたく思います。

次の質問に移ります。

「空家管理活用推進法人」に加え、「二地域居住推進法人」の指定について検討をいただけないか御見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

「空家等管理活用支援法人」は、令和5年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」

において創設された制度でございます。

この制度は、空き家の基礎管理、所有者支援、利活用の促進等を行う民間法人が、公的立場から活動しやすい環境を整備し、町の空き家対策の補完的な役割を果たすことを狙いとしており、町が「空家等管理活用支援法人」として指定するものでございます。

また、「二地域居住推進法人」は、令和6年に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」において創設された制度でございます。

二地域居住の促進を通じて、地域の活性化に取り組む町の補完的な役割を果たすことのできる民間法人等を町が指定し、公的立場から活動しやすい環境を整備する制度となっております。「空家等管理活用支援法人」「二地域居住推進法人」とともに、活動可能なNPOを含む民間法人の存在が鍵となりますが、若狭町の空き家対策・移住施策においてのメリット・デメリットを検討するとともに、どのような法人が適切であるかなどを研究したく考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

御答弁ありがとうございます。この制度が創設された背景には、全国的に行政だけでは十分に対応し切れない現状があり、地域の受皿づくりを民間法人に協力して早めに整えていく必要があるという問題意識があるというふうに理解をしております。本町としても受身の姿勢ではなく、どのような法人が望ましく、どのような役割を担ってもらうのかを主体的に検討していくことが大切ではないかと思っております。必要であれば、町が立上げを支援するような姿勢も選択肢として考えられるのではないのでしょうか。制度の御説明だけでなく、空き家対策と二地域居住の推進をどのように結びつけ、民間法人の力をどのように生かしていくのか、本町としての方向性を可能な範囲で早めにお示しいただければありがたく感じております。

最後の質問に移ります。

最後は、渡辺町長に答弁を求めます。

空き家対策や関係人口づくりは、行政単独では人手もコストも膨大になります。そこで、PPP、すなわち官民連携であります。民間が持つノウハウや人的ネットワークを活用し、民間の活力を最大限に引き出した持続可能な事業モデルを構築するお考えはあるのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

空き家問題も大変重要な課題でありますし、また、空き家も数としても年々増えているという状況でございます。

その中であって、今、新しい手法としてPPPが注目をされていると。民間資金であったり技術・ノウハウの活用、また、さらには公共サービスや公共インフラの効率化を図り、質の向上や財政負担の軽減を図る、また、民間の創意工夫や経営感覚といった特徴が考えられ、さらには公共性の確保、役割分担の明確化、リスク分担の適切化など、こういったところが、様々メリット・デメリットとしてもあるというふうに承知をしているところでございます。

その中で、前述いたしました民間資金の活用であったり民間のノウハウの活用というところが、行政を運営する身としては大変メリットがあるというふうに感じております。本町におきましても、PPP手法を積極的に導入すべく、現在、世界初のPPP専門の教育研究機関として活動をされ、本町とも「PPP推進に関する協定」を締結しております東京の東洋大学大学院の公民連携専攻に当町の職員を1名、学術派遣しているところでございます。

また、空き家に対する課題につきましては、空き家対策と移住・定住施策を連携させるために、どのように民間活力を取り入れていくことがより効果的で持続可能な空き家対策となるのか、こういったところ、他の自治体であったり、先進事例を参考にしながらさらに研究を進めていく必要があるというふうに考えております。

地域の実情といたしますと、やはり受皿となる、また、併せてプレーヤーとなる民間団体、企業が大変そういった役割が重要でございますので、そういったところを同時に育成していく、こういったところも行政としての役割であるというふうに考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ただいまの御答弁で、PPPのメリットと留意点について丁寧に整理をしていただきました。一方で、空き家対策と移住・定住施策の連携につきましては、既に多くの自治体で行政だけでは対応が難しくなっており、民間の力を早めに取り入れていくという必要性が高まっていると感じております。

本町におきましても、空き家の管理・改修・利活用、さらに、移住希望者とのマッチ

ングまでを継続可能な形で進めていくために、PPPの考え方を早い段階から取り入れていくことが有効ではないかと考えていました。

そんな中、ただいまの渡辺町長の御答弁の中にありました東洋大学大学院、公民連携専攻への職員の派遣、これにつきましては、本町として、PPP手法を積極的に取り入れていこうという強い姿勢の表れであり、大変意義深い取組だというふうに感じております。世界でも先進的なPPPの専門教育機関で学ぶことで、行政内部に知見が蓄積され、今後の空き家対策や移住施策をはじめ、様々な分野において民間活力を効果的に生かすための大きな財産になるものと期待をします。

このように、専門性を高めるために先行して投資をされている姿勢は、本町の将来を見据えた非常に心強い取組だと評価もします。民間の持つスピード感や柔軟さは、行政が苦手とする部分を補い、事業の持続性を高める大きな力になると思います。研究にとどめるのではなく、先進事例の検証も踏まえながら、具体的にPPPモデルの設計に取り組んでいただき、本町の空き家対策と移住施策が一体的に進んでいくことを期待して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

2番、檜鼻貴博議員。

檜鼻貴博議員の質問時間は、2時28分までとします。

○2番（檜鼻貴博議員）

渡辺町長をはじめといたします理事者の皆様、よろしくお願ひいたします。通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

私からは、北陸新幹線全線開業とまちづくりマスタープランについて、そして、若狭湾サイクルルートについて質問をさせていただきます。

本一般質問を通じて、マスタープランへの思いと若狭湾サイクルルートについて正しい情報が発信できますことを期待しております。

まず初めに、北陸新幹線全線開業とまちづくりについての質問させていただきます。

皆様御存じのとおり、北陸新幹線小浜・京都ルートは、北陸と関西を直結することで地域の活性化・観光振興の促進はもちろんのこと、災害時の代替ルートとして国土強靱化を実現することが最大の目的にあります。様々な議論が繰り広げられ、建設促進同盟会の会長が不在となり不安定な状況ではありますが、若狭地域の未来のためにも、北陸新幹線が小浜、京都を通り全線開業をすることを強く望んでおります。

そこで、北陸新幹線全線開業を視野に入れて3点お伺ひいたします。

北陸新幹線敦賀以西延伸により、若狭町を含む嶺南地域の交通利便性は大きく変化を

いたします。しかし、現行計画では若狭町に直接駅が設置されないことから、町民にとっての実質的な利便性の向上には不安があると考えられます。

若狭町として、住民の移動手段の確保や観光客のアクセス改善に向けた方策をどのように検討しているのか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

2016年に与党プロジェクトチームによって正式決定された北陸新幹線小浜・京都ルートは、敦賀駅を起点とし、小浜市付近を経由して京都駅、新大阪駅へ至るルートとなっております。

現在、京都府での地下水への影響や物価上昇による建設費の増加などにより、ルート自体は決定しているものの、これらの課題解決、地元自治体との合意形成が着工に向けたハードルとなっております。北陸新幹線の敦賀以西延伸による若狭町の最寄りの新幹線駅は、開業済みの敦賀駅に加え、小浜市東小浜付近の駅設置が報告されております。若狭町内には直接駅は設置されませんが、2つの新幹線駅にアクセスできる町という位置づけになることから、両駅への効率的なアクセスが重要となります。

そこで、既存の公共交通を組み合わせるほか、新たな移動手段の確保等、新幹線の利便性を最大限に享受できる交通体系の構築を検討するとともに、道路やパークアンドライドなど必要な環境整備について、県や近隣自治体等と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

住民の移動手段はもちろんのことではございますけども、観光客が県内を移動できる仕掛けがあればよいなというふうに考えております。例えば、福井駅で降りたお客様が、若狭地域のほうに観光していただいて、宿泊をしていただいて、また小浜の駅に乗っていただくような仕組みがあると観光促進につながるかなというふうにも思いますので、また今後、御一考いただければと思います。

続きまして、若狭町は、歴史・文化・自然・資源に恵まれておりますが、これらを新幹線利用者に効果的に発信する戦略が今後必要不可欠になってくると考えられます。

若狭町としては、観光資源のさらなる磨き上げや広域連携による誘客施策などをどの

ように展開をしていくか、方針をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

北陸新幹線の延伸は、京都・大阪と短時間で結ばれることにより、関西方面からの誘客増加が期待されます。若狭町では、本年度、第4次若狭町観光振興ビジョンを策定しており、北陸新幹線延伸に係る施策や必要な取組について位置づけ、開業までに準備を進めたいと考えております。

そこで、既存の観光資源の魅力向上に加え、観光施設の整備・再整備・ブランド力の向上を図るとともに、特に嶺南市町とも連携し、これまで以上に各種媒体やイベントを通じて関西圏へのプロモーションを強化してまいりたいと考えております。

また、誘客促進には、送客側である関西圏の協力も重要であることから、京都や大阪の関係機関、団体、事業者等とのつながりづくりを現段階から進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

御答弁いただきまして誠にありがとうございます。今後、若狭町の魅力をさらなる発揮をするためには正しい情報発信というのが大切になってくると思います。特に関西圏へのプロモーションを期待をさせていただいております。

北陸新幹線の質問としては最後となります。

北陸新幹線小浜・京都ルートに対する思いと、北陸新幹線小浜・京都ルートをこれからのまちづくりにどう生かしていくかの見解を渡辺町長にお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、檜鼻議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、日頃熱心に北陸新幹線小浜・京都ルートの実現に向けて、活動を展開されておられますことに敬意を表する次第でございます。

その中で、北陸新幹線小浜・京都ルートの実現に当たりましては、若狭町といたしましても、交通条件の転換点であり、また、まちづくりを進める上でも絶好の機会である

というふうに考えております。町といたしましては、関西圏へのアクセス強化、産業振興、観光交流の拡大、また、一昨日には、青森県北海道で震度6強を観測する地震が被災いたしました。災害時の代替ルート確保の観点からも、この京都・大阪へのルートがですね、さらには通勤・通学圏で現実味を帯びることを想定しております。

移住・定住、子育て世代の定住促進などにも大きな効果をもたらすものと期待をしており、そのためにもまちづくりを現在から進めていく必要があるというふうに考えております。

そこで、本年度から新幹線を含めた交通軸、また、人流、生活環境や経済などを考慮した「まちづくりマスタープラン」を策定し、魅力ある若狭町を築いてまいりたいというふうに考えております。

このマスタープランでは、新幹線が開業しているであろう30年先までのまちづくりを想定して策定をいたします。新幹線が整備されることを前提としているわけですが、さらには整備地区や中心拠点等のエリア設定であったり、エリアごとの事業等を設定していきたいというふうに考えております。新幹線開業までに、民間事業者や各種団体とも連携を図り、順次必要な投資を図ってまいりたい、また、呼び込んでいく必要があるというふうに考えております。

その中で、突然の杉本知事の辞職であったり、また、8ルートの再検討など、この北陸新幹線小浜・京都ルートを取り巻く状況も刻々と変化しております。こういった中で、マスコットキャラクターを選定されたり、住民団体の皆さんが署名を集められたり、こういった熱意あふれる活動が継続されること、また、展開されることが大変重要であり、心強く感じているところでございます。

北陸新幹線小浜・京都ルートの実現は、この若狭町の未来を切り開く大きなチャンスであることから、一日も早い、また、さらには一年でも早い認可・着工、そして、開業に向けて、今後も県や沿線市町とも連携をしながら、国や関係機関に対して強く要請をしてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

渡辺町長、御答弁いただきまして誠にありがとうございます。先ほど申し上げられましたとおり、建設促進同盟会の会長が不在となり不安定な状況が続いております。しかしながら、今後とも変わらぬ県や国に対しての要望等を行っていただきますようお願い

いを申し上げます。また、先ほど言うていただきましたけども、民間団体にて勉強会やシンポジウムを計画しておりますので、その際は御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、若狭湾サイクルルートとナショナルサイクルルートについてお伺いをいたします。

去る11月17日には、若狭町で10市町サミットが開催され、若狭湾サイクルルート、通称「わかさいくる」をナショナルサイクルルート指定へ向けた報道が福井新聞にて掲載をされました。機運醸成へとつながったのではないかと感じております。

しかしながら、若狭町に住み暮らす皆様からすれば、そもそも若狭湾サイクルルートとナショナルサイクルルートとはどういうものなのか、周知がまだまだ足りていないようにも感じます。

そこで、若狭湾サイクルルートとナショナルサイクルルートについての説明を求めます。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

去る11月16日に、自転車を活用したまちづくりをより一層推進・深化させるため、「第3回ふくい自転車を活用したまちづくりサミット」を本町において開催させていただきました。

サミットには、関係する市町の首長、県議会議員、サイクリングの有識者など約70名に御参加いただき、国土交通省で自転車活用の御担当をされておられます土田宏道参事官をお招きし、自転車を活用した安全なまちづくりや観光振興について活発に意見を交わしたところでございます。

若狭湾サイクリングルート、通称「わかさいくる」は、JR敦賀駅からJR若狭高浜駅までを結ぶ全長約126キロメートルの美しい自然、歴史ある町並みや寺社仏閣、港や街道に残る交易の文化、豊かな食など、嶺南6市町の個性と魅力を満喫していただけるサイクルルートでございます。「わかさいくる」は、全ルートは長距離に及びますので、市町ごとにショートコースを設定しており、初心者の方でもレンタサイクルで気軽にサイクリングを楽しんでいただくことができます。

若狭町では、三方五湖を周遊できる「ゴコイチサイクリングルート」があり、それぞれ異なる表情を見せる五湖全てを巡ることができ、サイクリストから好評を得ている

ところでございます。

次に、ナショナルサイクルルートは、「自転車活用推進法」に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を連携させ、サイクルツーリズムを推進することにより新たな観光価値を創造し、地域の創生につなげることを目的に、2019年に創設された制度でございます。魅力的で安全なルートであることなど、一定の要件を満たす場合にナショナルサイクルルートに指定され、多くのサイクリストが訪れます。

現在、全国で6つのナショナルサイクルルートが指定されており、近隣では、琵琶湖を一周する「ピワイチ」がございしますが、「わかさいくる」についても指定を目指し、福井県、嶺南6市町・観光協会、自転車有識者等で構成する「若狭湾サイクリングルート推進協議会」を設置し、自転車ルートの整備や宿泊施設の充実、情報発信など様々な取組を進めているところでございます。

ナショナルサイクルルートは、自治体などから申請する形ではなく、国が要件を満たしているかを調査し、ふさわしいルートをナショナルサイクルルートとして指定する方式となっております。

次回の指定時期は未定でございますが、指定に当たっては、事前に候補ルートが発表される見込みですので、これまでの事例を参考にし、指定されたときだけではなく、候補になった段階からPRできるよう準備を進めているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

ナショナルサイクルルート、そして、「わかさいくる」について御説明いただきありがとうございます。今後とも、ナショナルサイクルルート指定に向けて地域住民への理解というのが大変重要になってくるかと思っておりますので、今後とも正しい情報発信の徹底をお願い申し上げます。

次に、ナショナルサイクルルート指定によって若狭湾地域の観光振興や交流人口拡大をどのように期待をしているのでしょうか。海、山、湖、歴史、食文化など、若狭湾ならではの資源をルートにどのように組み込み、どのような地域経済へ波及をさせるかのお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

ナショナルサイクルルートの指定を受けた先進地を確認しますと、指定を受けた後は国内外から多くのサイクリストが訪れられており、若狭エリアにおいても、宿泊や飲食の消費拡大などの経済効果が期待されております。「わかさいくる」は、敦賀から高浜まで東西に長く、それぞれの市町の特色ある文化・歴史資源、食などの魅力を生かし、様々な楽しみが得られるコースとしており、ルートマップ等を作成しPRに努めるとともに、サイクリングイベントの開催、モニターツアーの実施のほか、国内外への情報発信により、地域消費を拡大すべく工夫しているところでございます。

今後におきましても、他の指定ルートと差別化したPR展開と情報発信により知名度の向上を図り、地域経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

ありがとうございます。嶺南全域や広域での計画となることから、近隣地域や観光連盟を巻き込み、地域経済の発展につながるように今後ともよろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目でございます。安全対策と環境整備についてお伺いをいたします。

ナショナルサイクルルート指定に必要な安全基準や環境整備をどのように進めていくのか、住民の安全性とサイクリストの安全性、道路整備・標識・休憩設備の充実、交通安全対策や救急対応体制をどのように検討しているのかお伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

ナショナルサイクルルートの指定により、自動車も自転車も交通量が増えることが想定され、同時に交通事故のリスクも上昇すると思われま。自動車ドライバーは安全に細心の注意を払うこと、サイクリストもまた走行マナーを守ること、お互いが協力していくことが安全対策を行う上で重要な課題と考えております。

これまでに取り組んできている安全対策及び環境整備の1つに「矢羽根型路面表示」がございます。この表示は、車道における自転車の通行位置を明示し、自動車ドライバーへの注意喚起を促すもので、町内でも各所に表示されておりますが、色落ちが見受けられる箇所も出てきておりますので随時更新を進めているところでございます。

矢羽根の表示は定着してきており、ドライバーの認知度も高まっている一方で、車道

が狭い箇所での追い抜きが難しい場合などもあることから、車道整備も今後の課題となっており、道路管理者等に拡幅を要請しているところでございます。また、三方五湖の周遊道路については、落石等も見られ、安全な走行に影響を及ぼしていることから、定期的な道路管理を行うとともに、休憩施設やトイレなどの必要な施設整備も検討してまいります。

次に、運転者側の取組として、子どもたちの安全を守るため、13歳未満の子どもは歩道を走ることができることや、ヘルメットを着用することの重要性など、交通安全教室の徹底を進めてまいりたいと考えております。

なお、本町におきましては、昨年度より自転車用ヘルメットの購入に際しての補助制度を設けており、本年度、高校生以下の方に対する補助額を拡充したところでございます。

今後、サイクリストの方には、自分がどこのルートを走っているかが分かるように道路標識を充実させ、コースマップには休憩所やトイレの位置などが明確に分かるような対策、また、GPSなどデジタルを活用し、万が一のトラブルや急病等に対する救急搬送対策も検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

御答弁いただきましてありがとうございます。2026年には道路交通法も改正されます。地域住民の安心・安全が第一でございます。地域住民の声もしっかりと聞き入れていただき、住民とサイクリストの安全確保を徹底していただきますようお願いを申し上げます。

次に、住民理解と参加についてでございます。

町民や事業者の理解と協力を得るため、どのような情報発信や対話の場を設けるのか、特に若者や子ども世代がサイクリング文化に親しむための教育・イベントをそれぞれどのように展開をしていくか、多世代参加型の仕組みをどうつくるか、どのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

自転車に親しんでもらうことを目的として、嶺南の各市町を10キロから20キロ程

度サイクリングしていただくイベント、「自転車を楽しむ会」を令和4年度より実施しており、これまで県外からも多数御参加いただいております。

令和7年度には、小学生を対象とした自転車教室、親子で楽しむサイクリングイベントも実施しており、気軽に自転車の楽しさを感じてもらえるよう工夫しております。

ナショナルサイクルルートの指定に伴い、自転車を通じた交流人口が増えるという期待の一方で、若狭町におけるサイクルツーリズムを成功させるためには、地域住民の盛り上がりと宿泊・飲食店など事業者の協力が不可欠でございます。三方五湖周辺の飲食店等には、トイレの使用において、駆け込み的な利用者の使用協力や自転車の一時駐車のためのサイクルラックの設置などお願いしていく必要がございます。

これまで、多様な宿泊施設整備支援事業を活用し、サイクリストに優しい宿への改修として、専用工具の整備や部屋への自転車持込み設備の整備などに対して補助しており、今後におきましても、宿泊事業者等との意見交換などコミュニケーションを図りつつ、サイクルツーリズムの理解を求めるとともに、必要な支援を続けてまいりたいと考えております。

また、サイクリングは高額なロードバイクなど、敷居が高いイメージもございますが、ロードバイクでなくても通常の自転車でも十分に楽しめることを各種媒体やイベント等を通じてPRするとともに、ウォーキングを代表する若狭・三方五湖ツーデーマーチと並び、同じ「健康づくり」をテーマとして、誰もが気軽に参加できるサイクリングイベントの開催など、ウォーキングとサイクリングの2本柱で、底辺拡大、多世代参加の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

池田課長、御答弁をいただきありがとうございます。町民の健康促進のためにもツーデーマーチ、サイクリングイベントが、今後、この時代の変化に即したアップデートされた事業になりますよう心より御期待を申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで暫時休憩します。

再開は2時からとします。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

14番、北原武道議員。

北原武道議員の質問時間は、15時までとします。

なお、北原議員より資料の提示の申出がありましたので、これを許可しました。

○14番（北原武道議員）

三十三間山の稜線に大きな風車を設置する「江若風力発電」計画、その環境アセスメント手続が第3段階、準備書作成の段階に入っており、準備書作成に向けた中間報告ということで、最近、事業者による町民への報告会が頻繁に行われております。

この風力発電計画に関連して質問いたします。

最初に、この問題に対する私のスタンスというか、立ち位置というか、これを申し述べたいと思います。

4項目ありますが、1、若狭町は再生可能エネルギーへのエネルギー転換が遅れております。もっと積極的に取り組む必要がございます。

2、三十三間山での風力発電計画については、景観を損なってほしくないという多くの人々の思いがございます。人の心は何よりも優先されなければなりません。

3、環境アセスメントは、事業による環境悪化を防ぐために、環境悪化の防止策を検討すべく行う事前の環境調査です。ところが、「景観」については、これは、事業を行わないこと以外にもともと防止策がございません。

4、三十三間山での風力発電の事業区域を見ますと、三十三間山の麓からは風車が見えない領域が存在します。したがって、今後の環境アセスメント手続は、計画事業区域をこの領域に狭めて行われるべきと思います。

こういう、何ていいますか、スタンスでございます。そういうことで始めていきたいと思っております。

まず、風力発電を含む再生可能エネルギーの開発一般について、私の考えを申し上げます。

言うまでもなく、化石燃料、つまり石油・石炭・天然ガスは限りある資源でございます。原発の燃料であるウランも有限であります。つまり、人類は、エネルギーを化石燃料や原子力に頼り続けることはできません。加えて、化石燃料を燃やせば、大気中の二酸化炭素を増加させます。核燃料を燃やせば、処理不可能な使用済核燃料が残ります。このような世界が「持続可能な世界」でないことは明らかであります。

したがって、人類社会は、再生可能エネルギー利用へと向かわざるを得ません。世界

経済もその方向に向かっており、再生可能エネルギー生産の技術が日々進歩し、コストもどんどん安くなっております。

国際社会のこのような流れの中で、我が国は「脱炭素社会実現」ということを言っておりますが、この建て前とは裏腹に、むしろ再生可能エネルギーの「遅れた国」になっております。気候危機打開に積極的ではなく、毎回、化石賞もらってますよね。依然として化石燃料や原子力に固執しているのが現実であります。

さて、再生可能エネルギーは、自然エネルギーとも言われます。これは、石油・石炭・天然ガスやウランと違って、地球上のどこにでもある分散型のエネルギーです。分散型ですけれども、人の手によって集約したエネルギーに変えられる経済資源でもあります。つまり自然エネルギーを電気や熱のエネルギーに変えれば、それは富、言い換えればお金に変わることになります。

若狭町の自然が、エネルギー、つまり、富を生み出すわけですから、その富によって若狭町の経済が潤わなければなりません。「地産地消のエネルギー」と言われるゆえんでございます。

このように、再生可能エネルギーの振興は、単に「脱炭素社会の実現」という環境面から必要ということばかりでなく、地域経済を豊かにするためにも必要なことでございます。

続いて、三十三間山での風力発電計画に関して、私の関わりといたしますか、今までのことを申し上げます。

この計画が町の話題になりつつあった頃、私は一般質問で取り上げました。一昨年、令和5年6月議会でございます。

「つなぐ」の73号ですが、ちょっと読み上げてみます。どういうことだったかですね。私の一般質問でございます。

途中からですけれども、

問 東京の民間事業者が「三十三間山風力発電事業」計画を進めている。工事の許認可は経産大臣の権限だが、本計画の是非に関して町長としての見解を伺う。

答え、町長ですね。懸念事項をまとめた意見書を県に提出した。その中で、環境への影響が大きい場合や住民の理解が得られない場合は、計画の変更や中止も含めて検討するよう求めている。

問 その意見書などを踏まえて、事業者が「計画段階環境配慮書」というものを作成し終えた。これが現在の段階である。町や地元がこの事業から受けるメリットを最大化し、デメリットを最小化する。そのために計画段階から協議を行う。そして、町・地

元・事業者の全てがオーケーという計画に達したならば事業化されるべきである。私はこのように考える。「若狭町過疎地域持続的発展計画」の中でも「太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーについて、住民や民間事業者の理解を得ながら地域への導入を検討する」と書かれている。計画段階から協議を行うことについて、町長の見解を伺う。

答 再生可能エネルギーの利用や脱炭素社会の実現は、町としても取り組むべき課題である。しかし、本事業においては、自然環境や景観に配慮し、住民の理解が得られることが重要であり、計画の推移を見守りながら適切に判断していく。

こういうお答えをいただいております。

ちょっと、当時、傍観者的かなという感じがしたわけですがけれども、いろいろ協議すると。そして、ベストな計画にしていくというようなことはなかったということですね。

このように、私は、事業者が地元の意見を取り入れて、ウィンウィンの計画が誕生することを期待したわけですがけれども、あまり対話もなく環境アセスメントの手続きが進んでいきました。

その後、御承知のように、昨年、令和6年2月9日に、みそみ地区の3つの住民団体から連名で、先ほどもちょっと話題になりました「(仮称)三十三間山の風力発電事業計画に対して反対する意見書の提出を求める請願書」が提出されました。

議会は、この請願を全員賛成で採択しました。そして、計画反対の意見書を経済産業大臣等に提出しました。

議会が提出した意見書の文面は、「つなぐ76号」これに掲載をされておりますが、これは、議員全員で議論をして作成したものでございます。そして、内容は、先ほどの請願にありました文面を全面的に取り入れたものとなっております。

そして、議会が提出した意見書の結びなんですが、最後のところですが、「以上、若狭町議会は、現在計画中の(仮称)三十三間山風力発電事業には賛成することはできません。」、こういうふうになっております。

この現在計画中の(仮称)三十三間山風力発電事業という「現在計画中の」という文言なんですが、これは、将来計画変更もあり得るということを想定したものでありまして、計画変更ということがあるかもしれないが、それはともかく現在の、この時点のこの計画については駄目ですよと、このように断言したものでございます。私の考えも、もちろん同じでございました。

さて、質問に入ります。

改めて、再生可能エネルギー導入に対する本町の方針を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和7年3月に改定した若狭町環境基本計画では、10年後の姿を「自然と人が共生するサステナブルなまち若狭町」とし、同月に策定しました若狭町温暖化対策実行計画（区域施策編）では、17の行動目標の1つに「再生可能エネルギーの導入促進」を掲げています。

その行動目標を達成するための施策として、太陽光発電や蓄電池設備の導入を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、さらに、この削減の拡大に向けて、再生可能エネルギーの導入可能性を調査し、その結果を踏まえ、導入を検討することとしています。

なお、再生可能エネルギーの導入については、安全性の確保や適正な立地、地域との共生を前提として、自然環境への配慮や地域住民の理解を得て進めることが重要であると認識しています。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

「再生可能エネルギーの導入を促進する」というのが町の方針ということですが、相変わらず温室効果ガスの排出量削減のためという理由でございました。

残念ながら、「地域経済を豊かにする、再生可能エネルギーを産業として捉える」という視点がございました。これでは、再生可能エネルギーの導入は看板だけで、本腰が入らないと思います。

また、今、再生可能エネルギーの導入可能性を調査すると。いわゆるポテンシャル調査ですね、これを行って、この調査結果を踏まえて導入を検討すると、こういうことでございました。「導入を検討する」というのは「導入する」ということと意味は違うと思いますけれども、それはともかく、可能性調査というものがスタートラインになりますので、可能性調査はもう始まっているのかどうか、始まっていないのなら、いつから始まるのかお尋ねをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

再生可能エネルギーの導入可能性調査につきましては、若狭町温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策にもありますように、太陽光発電や蓄電池設備の導入促進を掲げておりますので、可能性調査の1つとして、今年度に入り、太陽光パネル等の開発に関わる企業へ現地視察を行っております。また、他自治体や企業における様々な取組についても調査しており、先般も幕張メッセでスマートエネルギーウィークとして開催されました全国規模での企業や自治体の取組が紹介・展示されるイベント等も視察し、今後の導入や活用などについて情報収集しております。

現時点におきましては、他自治体などの事例も参考に、公共施設の活用のみならず、町内での再生可能エネルギーの導入の可能性について、総合的に調査・研究しているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

ちょっと御理解を賜れないんですけども、可能性調査、ポテンシャル調査というのは、若狭町のどこが太陽光に適しているか、どの場所が風力に適しているかとか、そういうことを調査すると、こういうことを言うんだと思うんですけども、これは、ゾーニングの、藤田議員の質問がありましたけど、ゾーニングの基礎資料になるようなことですよ。今の話は、あちこち出かけていって見学してますと、こういう話で、ちょっとも若狭町のことは調べていないという話になるかと思うんですよ。

受験生が勉強もしない、模擬試験も受けない、だけど、あちこちの大学に見学に行ってますよと。そんなことと同じじゃないですかね。これじゃあ、大学進学の準備とは言えないですよ。そういう気がいたしました。ちょっと御了解できない。

この可能性調査ですね、このポテンシャル調査、いつから始まるのか、今後厳しくチェックさせていただきます。これ、実行計画に書いているというわけですからね。

では、再生可能エネルギー導入の方針に対して、現在の達成度はどうなっていますか、お尋ねをします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和7年3月に策定した若狭町温暖化対策実行計画（区域施策編）では、数値目標と

して、再生可能エネルギーの導入設備容量を増やしていくとしています。

この設備容量は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、再生可能エネルギー源で発電する設備の総量を表すものです。

ただし、電力会社による固定買取り制度、通称「FIT」や電気市場での売電価格に一定の補助額を上乗せする制度、通称「FIP」の認定を受け、電気の買取が開始された設備を対象としており、自家消費のみで売電を伴わない設備は把握が困難であるため含まれておりません。

この設備容量につきまして、若狭町温暖化対策実行計画では、令和4年度の2,572キロワットから令和12年度に3,434キロワット、令和16年度には3,964キロワットと1.5倍以上の導入を目指しています。また、公共施設への太陽光発電設備の設置施設数を現状の5施設から、令和16年度に7施設と、1.4倍の設置を目指しています。

これらの達成度につきまして、現時点では目標年次が到来しておらず、評価することは難しい段階でございますが、今後、数値目標を達成できるよう、再生可能エネルギーの導入可能性を調査・研究しながら、最善策を計画していきたいと考えております。

なお、ほかの自治体との比較について、環境省が公表しております再エネ導入状況資料、最新数値は令和5年度となりますが、それによりますと、再生可能エネルギー導入設備容量は、県内では、17自治体のうち15番目、全国人口類似団体では、29自治体のうち26番目となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

再生可能エネルギー導入の進捗度合、これは、いろいろな統計があるようですけども、今、その1つを紹介していただきました。

御答弁によりまして、本町は、最後尾のグループに属していると言えらると思えますね。これは間違いなくそうだろうと。

先ほど藤田議員からゾーニングの質問もありましたけれども、私も以前からゾーニングの提案はしております。先ほどあったように、「まず、導入可能性調査から始める」ということですが、町のビジョンを早くしっかりつくっていただきたい。そうしないと、いつまでも再生エネルギーの導入は進まない、あるいは、逆に再生可能エネルギーの乱開発が起こってしまう、そのような心配がございます。

さて、三十三間山の風力発電計画、先ほど言いました環境アセスメント手続が第3段

階、つまり、準備書作成の段階に入っております。そして、準備書作成に向けた中間報告ということで、事業者による報告会が行われていると、こういうのが現状ですが、この報告会で説明されている事業計画案、現段階での計画案だと、仮の計画案と言いますかね、この仮計画案、これは、事業者が経済産業大臣からの勧告を受けて、前の段階の案ですね、方法書段階の案、前計画案といたしますか、これを、経済産業大臣の勧告を受けてつくり直した、改変したというものでございます。

前計画案のどの点が改変されているのか、今の仮の計画案ですね、説明願います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

事業者が11月7日に開催した住民向け説明会では、1つ目に名称の変更、2つ目に発電機の縮小、3つ目には発電規模の縮小、4つ目に改変面積、土量の削減の4点の変更が報告されました。

詳細につきましては、1つ目の名称の変更点については、方法書までは（仮称）三十三間山風力発電事業としていたが、準備書以降は（仮称）江若風力発電事業に変更する。

2つ目の発電機の縮小については、方法書までは、陸上風力最大の6メガワットの風車を使用する予定であったが、景観に配慮し、準備書以降はひと回り小さい4メガワットに変更する予定。これにより、風車の全体の高さは180メートルから169メートルに低減される。

3つ目の発電規模の縮小については、環境影響を考慮し、定格出力を小さくした発電機を選定し、総出力を当初の設置機数17機、103.7メガワットから、20機、86メガワットに約17%縮小する予定である。

4つ目の改変面積、土量の削減については、発電機が小さくなることで、建設時に必要となる風車ヤードも小さくなり、その結果、想定される改変面積と土量が減少する予定。

これらが、改変する内容として、事業者から説明がなされております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

ただいま説明いただいた仮計画案ですね、これが、そのまま計画案として準備書に登場するのか、あるいは、今後、住民等とのやり取りの結果、何らかの変更が行われて、

新たな計画案として準備書に登場するのか、そこは分かりませんが、取りあえず、今の時点で、この仮計画案について、町長の所感をお尋ねします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

ただいま環境安全課長が御説明いたしました説明会、私は出席しておりませんが、また、こういった変更内容については直接説明を受けているわけではございません。

私といたしましては、令和5年11月24日に計画中の風力発電事業に対して反対の表明をさせていただきました。これが私のスタンスでございます。

現在、こういった計画がまだまだ進行していることに対しては大変遺憾であるというふうに思っております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

計画が進んでいるというよりも、環境アセスメント手続が進んでいるということなんですけど、私も、今の仮計画案、これは前計画案に比べて代わり映えしないと、これじゃあ駄目だというふうに思っております。反対意見のコアの部分、核となる部分といいますか、これは、自然豊かな三十三間山の稜線に大きな風車が立ち並ぶ光景は自然破壊そのものだと、こういう景観に対する点だと私は思っています。

先ほど言いましたけど、人の心は、最大限重視されなければなりません。この景観破壊を防ぐには、風車を立てないこと以外に方法はございません。そういう点では、仮計画案は、ちょっと風車の高さが低くなったということですが、前計画案と同じく、箸にも棒にも掛からないと思います。前段階、つまり、方法書段階での計画案、前計画案、これを経済産業大臣からの勧告を受けて、作り直したはずの仮計画案が、なぜこのような箸にも棒にも掛からないものになっているのか。

景観問題に限って振り返って検討してみます。

まず、第1段階、配慮書段階です。

町長は、知事に次のような意見を伝えました。

三十三間山は、昔から地元住民に敬われる尊い山であり、その恩恵を多く受けている。事業実施区域の見直しや風力発電機の大幅な機数削減を含む事業計画の見直し、さらには当該地域での事業の廃止も含めて事業を計画すること。

これを受けて、知事は、事業者に次のような意見を伝えました。

若狭町長の意見を十分に認識の上、事業の実現性や対象区域を精査すること。

そして、事業者は、今の知事の意見に対して次のように答えております。

若狭町長の意見を十分に認識の上、今後の環境影響評価の手續において、アセスですね。調査予測及び評価を実施し、事業の実現性や対象実施区域を精査いたします。こう答えているということですね。

ところが、知事の意見を参考にしたはずの経済産業大臣から事業者への意見では、この景観問題は触れられておりません。したがって、事業者が経済産業大臣に届けた返事にも、この景観問題への言及はございません。

第2段階に進みます。町長は、方法書段階ですね、知事に次のような意見を伝えました。

三十三間山風力発電事業については賛成できない。方法書の段階に至っても地域住民の理解が得られていない。これ、知事に伝えたわけですね。

そして、知事は、経済産業大臣に次のような意見を伝えております。

配慮書以降、環境面に配慮した対象実施区域の絞り込みは行われていない。若狭町長が指摘した三十三間山は、地元住民に敬われる尊い山への配慮がなされたとは言いがたく、若狭町長から事業に賛成できないという意見が提出され、現状において事業に対する理解は得られていない。

今後の環境影響評価手續、アセスメントを実施する場合には、対象事業区域の変更や、機数の削減など、当該事業計画を抜本的に見直し、具体的な事業計画を基に、関係自治体の理解を得た上で、環境影響評価、アセスですね、これを適切に実施する必要があると、このように知事は経済産業大臣に伝えたわけですね。

ところが、この知事の意見を受けて、経済産業大臣が行った事業者に対する勧告では、対象事業区域の変更や機数の削減を求めています。したがって、この勧告を受けて、事業者は、第3段階準備書作成の作業を行っている、現段階ですね、わけですから、対象事業区域は変更されていない、つまり、相変わらず三十三間山の稜線にずらりと風車が並んでいるのは当然かもしれません。

以上、見てきたように、三十三間山の景観に関して、国はあまり危惧を抱いておりませんし、対象事業区域の変更を求めています。

しかし、福井県は、町長や地元住民の気持ちに十分配慮をしてくれています。対象事業区域の変更を国や事業者に強く主張してくれております。

この対象事業区域の変更ということですが、実は、現在、対象事業区域になってい

る中でも、三十三間山の麓、三十三地区から風車が全く見えない領域がございます。この領域に限って風車を立てるなら景観問題は解決します。

今後の環境アセスメントはこの領域に限って行う、そして、この領域で環境保全の対策、土砂崩れとか濁水とかですね、そういう対策が取れるのか取れないのか、それを検討する、それが本来の環境アセスメントではないでしょうか。なぜなら、風車の見える場所で幾ら環境アセスメントを行っても、それは、もともと解決策のない意味のないことだからでございます。

環境アセスメント手続が続行されている今、対象事業区域の変更を議題として、事業者と話し合うことが必要かと思えます。

報告会の様子なども御存じの担当課の意見はいかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

この仮計画案について事業者を確認をしたところ、住民向け説明会で示した内容は、現時点において検討しているもので、今後の環境影響評価準備書手続の方向性を示すものであるとのことでございます。また、準備書では、方法書段階における大臣勧告、知事意見や住民意見に対する事業者見解を反映させるとのことで、事業予定地近隣住民をはじめ、地域の方々へ対話を要請し続けており、今後の協議により、さらなる事業計画の変更もあり得るとのことで、現時点においては確定した計画内容ではないと認識しているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

事業者は、今、協議によって計画内容を変えた準備書にすると、こういうことのようにですね、今のお話は。先ほどちょっと紹介しましたが、第1段階、つまり配慮書の段階ですね、事業者は、若狭町長の意見を十分に認識の上、今後の環境影響評価の手続、アセスメントにおいて、調査予測及び評価を実施し、事業の実現性や対象実施区域を精査いたしますと、こういうふうに知事に答えたわけですね。知事の指導に対してね。県とのやり取りの中ではそういうことになっている。

対象実施区域を風車が見えないところに変えるよう、福井県と一緒に事業者に申し入れたらいかがかというふうに思うんですが、御意見を伺います。

○議長（熊谷勸信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

先ほどから申し上げておりますように、私のスタンスとしては、反対という立場でございます。北原議員の御提案というところに対する答弁にならないかもしれないんですけども、令和6年1月に福井県知事に回答した「方法書に関する若狭町長意見」で、「環境影響評価方法書の段階における事業内容及び手続の進捗を考慮した上で、（仮称）三十三間山風力発電事業については賛成できない」という旨を記しておるわけでございます。

その理由としては、1つ目に、三十三間山は、いにしえより若狭町民の心のよりどころとして親しまれているとともに、多くの登山客が訪れるなど、人と自然との触れ合いの場としての主要な観光資源であり、その周辺区域には自然公園法に基づく国定公園も存在する。2つ目に、今回の大規模な風力発電事業は、事業実施前の調査段階から山頂付近に風況塔やソーラーパネルが設置され、既に景観や自然環境に影響を与えている状況は好ましくない。3番目に、今後、さらに風力発電事業の調査や工事が行われた場合、自然破壊やそれに伴う土砂災害の発生、騒音や振動の影響、対象事業実施区域におけるイヌワシやクマタカ等の希少動植物への影響が懸念される。4つ目に、また、それらの点を危惧した地元の地域づくり協議会長と区長会長から、当該事業に反対し中止を求める要望書が若狭町へ提出されており、環境影響評価方法書の段階に至っても地域住民の理解が得られていないというものでございます。こういったことを記しております。

また、福井県知事意見といたしましては、1つ目に、方法書作成に当たって、地域住民の意見を広く聴取されたとは必ずしも言えない。2つ目に、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくためには安全性の確保や適正な立地を前提として、地域住民との適切なコミュニケーションを図り、理解を得ていくことが重要としているが、若狭町長から事業に賛成できないという意見が提出され、現状において事業に対する理解は得られていないという指摘があると。さらに、経済産業大臣勧告においては、景観にかかる眺望点として、重要伝統的建造物群保存地区及び福井ふるさと百景等に指定されている熊川宿を追加することが挙げられています。これは北原議員も御存じのとおりでございます。先ほども御説明をいただいて、詳細に教えていただいたわけですが、それらを踏まえて、事業者側が見直し案などの説明会を町内で頻繁に実施をされていることも把握しております。

私といたしましても、去る10月18日に、熊除けの鈴をたくさん着けて安全に注意

しながら三十三間山に登り、山頂付近の状況も確認させていただきました。長期間そびえ立っていた風況観測塔は撤去されておりましたが、観測地点周辺ののり面には、白いシートのようなものが張り巡らされており、違和感を覚えた次第です。

先ほど述べました県知事の意見であつたり環境大臣の意見、経済産業大臣の勧告が遵守されることはもちろんのこと、再生可能エネルギーの導入及び利用促進に当たって、地域固有の自然環境や地理的特性、景観等を踏まえた上で、導入区域を適切に設定することが第一前提であるというふうに認識をしておりますので、先ほど北原議員、そういった景観の面でいろいろと御指摘いただいておりますけども、今現状、こういった再生エネルギーであつたり、メガソーラーに対して、今国会でも、規制を強化する動きも出てきております。こういった状況を、私としてはしっかりと注視をしておりますし、さらには、そういった関係機関への働きかけを強めることで、本計画については中止を求めていくということに変わりはないということで答弁させていただきます。

○議長（熊谷勸信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

町長のスタンスということで伺いました。前から伺っておまして、よく存じているんですが、先ほどの質問との関係で言うと、たとえ風車が見えないところでもこれは反対だと、そういうお話だと思います。

今後、いろいろなふうに展開していくんじゃないかというふうに思いますけれども、随時、私の意見を述べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

下タ中にある「クリーンセンターかみなか」は、上中町時代に、埋立てごみ処分場として建設され、合併後も同じ用途で使用されてきました。

谷間の最上段にごみ処分地、その下に事業棟がございます。その下は、「あじさいふれあい広場」という名の緑地公園になっておって、ゲートボール場や駐車場・遊園地・トイレなどがございます。

ごみ処理が若狭広域行政事務組合で行われるようになって、主な埋立てごみであったプラスチックごみが可燃ごみに変わりました。そういうわけで、「クリーンセンターかみなか」は役目を終えたかのような状況になっております。また、ゲートボール場をはじめ「あじさいふれあい広場」には人影を見ることもほとんどございません。

一帯は町有地で、将来にわたって有効に活用されなければなりませんので、現在の使用状況や、今後どうするかについて質問いたします。

まず、ごみ処理場は、現在どのように使用されていますか、お尋ねをします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

クリーンセンターかみなかの処分場につきましては、若狭広域行政事務組合により運営されている若狭広域クリーンセンターでの可燃ごみ処理施設稼働前の令和4年度末までは上中地域の可燃ゴミの焼却残渣と不燃ごみの最終処分場として使用させていただいておりました。その後、令和5年4月から若狭広域クリーンセンターから排出される上中地域の焼却残渣を受け入れております。

事業棟には、水処理設備、計量機器、事務室がございます。

水処理設備に関しましては、これまでから、毎日、処分場からの浸出水を施設からの放流水基準まで下げるために水処理を行っております。なお、計量機器や事務室につきましては、基本的には使用しておりません。また、施設入り口には門扉が設置されており、施錠により立入りを制限しております。

道路につきましては、環境安全課職員はもとより、焼却残渣の搬入や整地、水処理施設のメンテナンスや水質分析、電気の保安及び上水道メーターの検針など、それぞれ施設の管理に関わる業者など、関係者が、一月当たり延べ20名程度利用しております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

焼却ゴミの残渣、燃えカスですね、これを埋め立てているということでございました。若狭広域行政事務組合の最終処分場が完成して稼働すれば、その必要もなくなります。

その後の予定はどうなっていますか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

施設を廃止するためには、処分場埋立て終了後、一般廃棄物最終処分場廃止基準を満たす必要がございます。その基準の1つに、浸出水の水処理をせず、2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していることの項目がございます。

最短でも、埋立て終了後2年以降に廃止できることとなります。また、水処理設備の

ある事業棟に関しましては、地元と協議をさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

埋立てが終了してから、最低2年間は寝かしておく必要があるんだと。次の用途に供するのはそれ以降であると、このような答弁でございました。

町と下タ中区が交わした協定書には、「一般廃棄物最終処分場埋立て完了後の跡地利用については、埋立て完了までに下タ中区及び元地主と協議し決定するものとする」と、このようにございます。

埋立て完了時までにということは、つまり2年間寝かさなくちゃいけない、2年の前ですね、完了したそのときと、埋立てが完了したそのときということですけども、これまでに跡地利用を決定するというためには、そろそろ協議を開始しなければならない時期に来ていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

平成24年9月に延長させていただいた協定の期限が令和9年9月までとなっております。その使用期限も2年を切っておりまして、議員御指摘のように、施設の今後の取扱いについて御協議させていただく時期に来ていると考えております。

ごみ処理に関しましては、若狭広域行政事務組合が組織され、最初に令和4年度から可燃ごみの広域化が図られ、若狭広域クリーンセンターが供用開始されております。

また、最終処分場の広域化につきましても、当初より4市町合意の下で広域化を図る施設の1つに含まれており、現在、実施に向けた検討が始められたところでございます。

つきましては、クリーンセンターかみなかの今後の取扱いにつきましては、将来を見据えた若狭町分の焼却灰や不燃残渣の搬出計画と併せて、若狭広域行政事務組合による最終処分場の検討の進捗を踏まえて判断したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

下タ中区との協定では、埋立て完了の時期を再来年、令和9年9月としていると。こ

の完了時期については、若狭広域行政事務組合の事情等も勘案しなければならない点があるんだと、このような答弁でございました。

いろいろ事情があるにしても、遠からず埋立て完了の時期になるわけでございます。有効な跡地利用について検討を始めていただきたいというふうに思います。

それでは、先ほどの下のほうにあるゲートボール場の使用状況というのはどんなものですかね。直近3年間の使用実績を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

あじさいふれあい広場、いわゆるゲートボール場の使用状況についてでございますが、教育委員会で把握している直近3年間の申請に基づく使用実績の件数及び人数は、令和4年度は2件で50人、令和5年度は3件で80人、令和6年度は2件で30人となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

予想どおりの状況ですね。ゲートボール場だけでなく「あじさいふれあい広場」全体ががらんとしております。クリーンセンターかみなかの跡地利用を検討するなら、あじさいふれあい広場も廃止して、この一帯をまとめて有効に活用することを考えてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

ゲートボール場につきましては、クリーンセンターかみなかの設置に伴い、周辺開発の1つとして、地元からの要望に基づき整備された町有施設でございます。ゲートボール場をはじめ、処分場周辺に整備されております駐車場などにつきまして、施設の利用状況や管理の状態など、まずは現状を把握し、地元と協議しながら、今後の施設の在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

この一帯は、日頃、無人の状態になっております。町有地でありますので、跡地が再利用されるまでの間、町で、草刈り等ですね、いろいろ適切な管理をしていただくようお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

6番、岩本克己議員。

岩本克己議員の質問時間は、3時57分までとします。

○6番（岩本克己議員）

本日最後になりますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな質問の1つ目は、三方五湖の水質問題でございます。

私は、三方湖畔のところで生まれ、子ども時分も遊び、そして、魚釣りや、いろんな形で三方五湖と触れ合ってまいりました。そのような中で、新聞で報道されましたが、水月湖で、湖面全体が白く濁って異臭を放つ状態が10月中旬から10日間以上続きました。これは、強い風や波によって水がかき混ぜられ、湖面から数メートル下の深いところにたまっている硫化水素が湖面に上がってきた影響と見られ、小魚などが大量に死んでおりました。湖の傍に住む方の話では、これまで同様の状態が数日続くことはあったが、これだけ長期化するのとは初めてだと言っておられます。

このような中で質問の1点目は、今回、三方五湖が、三方湖、特に水月湖、菅湖で、このような水質環境に異常が出たことで、湖辺で漁業や民宿を営まれている方は、今後とも頻繁に続くようであれば、死活問題につながるおそれがあると話されています。

町としては、この事象をどう掌握され、どう対応されているのか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

今回の事象につきましては、新聞報道でもありましたように、10月中旬に地元住民の方から、水月湖の異臭が生活に支障を来している、また、観光面での影響も心配である旨の通報がございました。また、小魚の死骸も多数あるとの情報もあり、町として、現地確認をし、湖の白濁状況や異臭、小魚の死骸を確認させていただきました。

併せて、地元住民の方々にもお会いし、様々な情報提供をいただいたところでございます。

この現象は、汽水湖特有の現象で、水中の硫化水素が上がってくことで異臭が発生すると言われており、これまでから、豪雨災害時をはじめ、暴風時等において、湖水がかき混ぜられることで、主に水月湖や浦見川で見られていた現象でございます。

今年度につきましては、何らかの原因で、これまでまれに起きていた現象が比較的頻繁に、また長期間発生した自然現象であると考えておりますが、現時点では、詳細については不明でございます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。町として、住民の方からの一報ですぐに動いていただき、また、いろんな関係機関ともお話をしていただきながら、いろんな状況把握とか保健所との水質検査に携わっていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

なかなか分からない部分でございますが、質問の2点目は、この三方五湖を管理する福井県は、この事象についてどのように対応し、今後、どのようにして対応していこうと考えているのか、また、町は県との連携や共有ができているのか、併せて伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

三方五湖は、県管理の早瀬川水系の二級河川となっております。

今回の事象におきましては、臭いと併せて小魚の死骸も見られたことから、水質事故の疑いもあり、県の機関である嶺南振興局二州健康福祉センターにおいて、それぞれの状況に応じて、計3日、合わせて計4回の水質検査を実施していただいておりますが、今回採水された表面水からは硫化水素は検出されておられません。

また、そのほか、河川管理者をはじめといたします県の関係機関にも情報共有し、それぞれの機関において連携しながら適切な初動をしていただいたところです。

今後、県におきましては、町と連携しながら、今回のような事案に対する対処方法などにつきまして、まずは原因調査や研究を進めていくことで対策を検討していくというふうにお聞きしております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。やはり管理者と言いながら、河川土木事務所とかで、そういうところが、今、三方湖の管理をされていますが、やはり性質問題となると、なかなか管轄が非常に難しい部分というのはあるのかなというふうに私自身も思っております。

その中で、今年は雨の量が非常に少ない中で、日本海の潮位が高い日が続くなどの気象状況から、海水が多く湖に流入したのではないか、また、美浜町の電池推進船の運行に伴い、浦見川の底を掘ったことで、流入する体積が増え、海水の流量が増えたのではないかとの話もお聞きします。しかしながら、これらはあくまでも臆測であり、数値に基づくものではありません。

質問の3点目は、三方湖を管理する福井県に対して、専門家や関係機関を入れた対策チームを設置及び水質調査を実施するための予算措置など、三方五湖の水質保全に関する事業を要請し、早急に取り組む必要があると考えます。

町として、このことについて、考え方や調査などの実効性について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

今回の事象につきましては、議員御指摘のように、気象条件など様々な原因が考えられます。これまで、発生していた自然の事象であるとしても、昨今の温暖化等に伴う地球環境の変化により、今後は頻発化することが予想されます。

そのような状況に的確に対応していくためには、今回の事象における原因究明が重要です。どのようなメカニズムにおいて発生し、このような事象にどう対処するかの対策などについて研究していくことが必要であり、まずは、湖の現状把握や他県の事例収集に努めたいと考えております。

今後は、早期に河川管理者である県と連携し、関係機関はもとより専門家を交えた組織体制を構築し、検討できる体制を整えてまいりたいと考えております。

なお、先日4日には、体制構築に向けた県や町の関係機関を集めた検討会を開催し、今後の対応などについて協議し、調査の実施について県に要望させていただいたところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

専門家を入れて、やはり検討委員会とか、そういうものをやることというのは非常に大事なと思いますし、頂いた資料でございますが、島根大学のほうで宍道湖を中心とした日本の汽水湖におけるいろんな状況、また、硫化水素と硫酸イオンがどういうふうに挙動するかということの報告書も出ております。そういう観点からいきますと、非常に、いろんな化合物とかですね、年縞というのは、硫化水素のおかげで年縞が出来上がったとは思いますが、反面、こういうふうにして、地元の漁業者とか、本当に三方五湖を、環境を守っていくという観点からいきますと、また違った観点で我々も勉強していかなければならないのではないかとこのふうには思っております。

このような中で、硫化水素の影響についてですが、硫化水素と聞くと、下水道工事の中で、硫化水素中毒による死亡事故が起きるなどの本当に心配な物質であります。

質問の4点目は、硫化水素は、湖や湖周辺への環境面への影響は出てこないのか、また、風評被害などによる観光面への影響は出てこないのか、このことについて、どう認識し対応されるのか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

硫化水素は、空気より重く無色で、腐った卵の臭いの原因である有毒な気体です。

天然には、火山中から火山ガスとして放出されるほか、温泉の硫化水素泉中に含まれています。また、人為的な発生源には、下水処理場やごみ処理場などにおいても発生するとされておりまして、議員御指摘のように、事故などの原因ともなっております。

文献によりまして、湖などで発生する自然現象である硫化水素ガスはごく少量で、中毒症状を発生させるようなことはほとんどないとのことでございます。

この件に関しましても、環境面への影響の観点から、空気中の濃度等についても測定し検証していく必要があると考えております。

また、観光面への影響ですが、悪臭を強く感じる状況でありまして、湖岸沿いはもとより、周辺環境への悪臭問題となる可能性もあることから風評の問題も考えられます。

この件につきましても、今後、県の観光部局とも情報共有しながら、今後の検証における対策などにおいて、調査や研究に基づく正しい情報発信を行うことで、住民の皆様はもとより、観光客の方々の安全・安心が図られると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。本当に私も水のそばにおりながら、この異臭というんですか、これは非常に強いものでした。やはり、観光客の方とか、水月花の近くで私もいたのですが、すけども、環境客からも、この臭いは何でしょうかとという質問もいただきました。そういう面からいくと、やはりせっかく楽しみにして来ていただいた方に、何かという御説明もなかなかできなかったのも現実でございます。非常にそういう異臭というのは観光客にとってもあまりいいものではないかなというふうに思いますので、これは決して消されるものではないんですけど、やはりしっかりと原因究明は必要かというふうに思っています。

水質問題の最後でございますが、今、海水が若狭湾から久々子湖を通過して三方湖のほうまで来ます。そういう面では、海から湖に入る、鱒川から淡水が入ってきて押し出すという水の交換作用が起こっております。そういう面では、水の交換作用がうまくいかないと、いろんなまた事象が発生するのも事実かなというふうに思います。

その水交換についてでございますが、地域の宝であります三方五湖をどう守るか、どう守っていくかという部分では、質問の5点目として、水月湖から日本海へのトンネル型放水路整備について、さきに行われた知事要望の回答及び事業の進捗について伺います。

○議長（熊谷勸信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

御質問の「水月湖から日本海へのトンネル型の放水路の整備」につきましては、福井県が事業主体として、令和元年12月策定の早瀬川水系河川整備計画に基づき検討しているもので、主に三方五湖の水位上昇に伴う浸水被害の防止を目的としております。

近年、地球温暖化による気候変動の影響で、降雨量の増加及び海面の上昇が今後予測される中、今の三方五湖治水対策の計画には、この気候変動の影響は考慮されておられません。

令和3年4月に国が設置した技術検討会で、気候変動への具体的な検討手法が示されたこと、また、令和5年12月に国の九頭竜川水系河川整備基本方針が変更され、その中で、海面上昇量0.43メートルという数値が示されました。

これらを受け、県では、今の三方五湖治水対策の効果が気候変動の影響をどの程度受

けるのかを検証するため、シミュレーションを実施しております。

町におきましては、そのシミュレーション結果を踏まえた方針をいち早く県から示していただき、議会や関係者の皆様へ説明する場を設けるよう強く要請しているところでございます。

そのほか、町といたしましては、事業の早期具体化・実現に向けまして、7月31日には嶺南振興局長、10月3日には知事への直接要望を行うとともに、11月11日の治水事業促進全国大会に合わせ、県選出国會議員への要望活動を継続的に展開しているところでございます。また、流域治水の観点から、支川である町管理河川のしゅんせつ及び樹木伐採、並びに、流域における森林整備に取り組み、放水路が整備されるまでの間も浸水被害の軽減対策としてできることを着実に実行しているところであります。

今後も、県に対しまして、治水対策の具体的な見通しを早期に示すよう強く求めるとともに、住民の皆様の安全・安心な暮らしの実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。令和5年、0.43メートル、43センチの水位上昇ということで、今、シミュレーションをされているというところでございますが、シミュレーションの結果につきまして、やはり、これ根本的に変わってしまうと、当初、令和元年に始まりましたこの事業が、また事業変更しなければならないとか、いろんな形で、いろんなまた事柄が変わってくると思うんですね。そういう部分では、早く県のほうにお願いして、シミュレーションの結果とその対策、また、これから今後どう進めるんだというところをしっかりと県と町と、また、関係者等含めて、しっかり協議しながら、前からお話しさせてもらってるように、大雨降って三方湖があふれ、水月湖があふれということが何遍も起きてます。そのようなことが度々起こっている中で、この1つのトンネル型というものを対策を講じましたので、できたら、それを早くしていただき、少しでも災害、大きな大災害から小さい被害になるような取組というのが重要かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

三方湖の水質問題につきましては、本当にこれで質問を終わらせてもらいますが、現在も湖面が白くなって、湖の色はチョコレートのような色をしています。透明度もありません。このような状況の中で、今年も、たたき網漁が解禁されております。

湖は本当に一体どうなってるんでしょうかね。それは、もう本当に何というか、私も

深刻な問題として捉えております。町独自で、私たち自身で勉強会を立ち上げ、分からないことや課題を1つでも多く究明し、まずは町独自で見つけた材料を基に県へ強く働きかけなければならないと思いますが、現在の県の動きをお聞きすると、なかなか前へ進まないのではないかと感じております。町として、勉強会など、すぐにさせていただくなど、行動していただくことを強く要望いたします。

それでは、大きな質問の2つ目の若狭町の観光政策についてです。

本町では、2024年3月の北陸新幹線敦賀延伸に伴い、国内外からの観光客の増加を見込み、インターネット上での情報発信、観光DXの整備、観光客層の分析や宿泊施設などの整備、訪日外国人観光客の誘客促進に取り組む方針としております。

ラムサール条約に登録された「三方五湖」や、鯖街道の宿場町である「熊川宿」などの観光資源を有し、古くから京都へ食材を運ぶ「御食国（みけつくに）」として、特有の食文化が存在しております。三方湖のうなぎや、若狭ふぐ・アオリイカなど、グルメを目的として若狭町へ多くの観光客に訪れていただいています。

しかし、観光・宿泊業を営む人たちの高齢化、宿泊施設の減少、受入れ環境の未整備などの課題も多くあると考えます。多くの方に訪れていただき、稼ぐ観光を目指すためにも、具体的な計画・戦略は重要であります。

国は、観光地の経営戦略として、観光地全体としての中長期的に目指すビジョンや、ビジョンを実現するための具体的な戦略及び多様な関係者が同じ目標に向かうため、一貫性のある戦略策定が重要としております。

質問の1点目は、観光地の訪問者数や宿泊者数、観光関連の売上高など、観光業界の目標達成度を表す観光KPIについてです。

新型コロナ感染症影響前と現時点の若狭町の観光KPIについて伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

それぞれのKPIについて、令和元年と令和6年を比較しますと、年間の観光客数は、令和元年が200万人、令和6年が209万人と対比104%となっており、目標値は、令和元年が200万人、令和6年が235万人で、達成率は89%となっております。

外国人の宿泊者数は、令和元年が2,417人、令和6年が2,702人と対比111%となっております。

福井県観光連盟資料に基づく1人当たりの消費額は、県外の宿泊者は、令和元年が2

万3,642円、令和6年が2万6,537円で、2,895円増加しており、県内の宿泊者は、令和元年が1万2,737円、令和6年が1万7,963円で、5,226円増加しております。

また、県外の日帰り者は、令和元年が6,279円、令和6年が6,032円で、247円減少し、県内の日帰り者は、令和元年が3,256円、令和6年が2,729円で、527円減少しております。

これら数値に基づいた若狭町の観光消費額については、令和元年が63.4億円、令和6年が62.4億円と、対比98%となっており、目標値は、令和元年が63.4億円、令和6年が74.5億円で、達成率は84%となっております。

次に、年間延べ宿泊客数は、令和元年が12.6万人、令和6年が10万人と、対比79%となっており、目標値は、令和元年が12.6万人、令和6年が14万人で、達成率は71%となっております。また、若狭町への来訪者のうち、若狭町内に宿泊する割合についてでございますが、令和元年が9.6%、令和6年が10.4%と、対比108%となっております。

次に、観光客の満足度についてでございますが、令和5年の熊川宿での調査結果は、とても満足が22%、満足が58%、どちらでもないが16%、不満が4%となっております。また、道の駅三方五湖については、とても満足が26.1%、満足が58.6%、どちらでもないが14.4%、不満が0.9%となっております。

次に、年間地域産品購入費として、道の駅三方五湖における特産品「梅干し」の場合でございますが、令和元年が1,026万円、令和6年が1,273万円と、対比124%となっております。

これらKPIについては、観光振興を図る上で大変重要であると認識しており、引き続きしっかりと数値を把握し、観光事業者等をはじめ、住民の皆さんにも共有し、観光施策を推進してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。やはり観光KPIは非常に重要かと思えますし、戦略を立てていく上で、成果があったかどうかというのはKPIによるものだと私は考えております。県内の数値、また、熊川宿と道の駅だけの数値、満足度なんかもね、そういう面では、やはり宿泊場所が入ってなかったり、そういういろんな形で、若狭町の地域の中でやはりKPIをしていくときに、少し、今回、後から出ますが、振興ビジョンの中で

検討されていく中で、K P I の算出の仕方とか、そういうものについてはしっかりとやりながら戦略を練っていかないと、先ほど檜鼻議員の中で、新幹線の中で答弁もありましたが、確かに情報発信をしていくというのは大事なんですけども、地元の環境整備というのは大事だと思いますので、そういう面では、K P I の中で、どういうところが不足やったら、不満やら、満足してる点はどういうところやと、そういうところをしっかりとK P I の中で取り組んでいただくというのは重要かと思っております。

それでは、2つ目のほうに行かせてもらいます。

今年度は、若狭町観光振興ビジョンを更新ということで、第4次若狭町観光振興ビジョンの年度内策定に取り組んでおられると思います。

検討委員会の委員構成や議論の内容や計画の骨子についてお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

前計画であります第3次若狭町観光振興ビジョンにおいては、岩本議員にもアドバイザーとして御参画いただいております。感謝申し上げます。

今回の第4次ビジョンの策定委員については、若狭三方五湖観光協会やわかさ東商工会、若狭湾観光連盟などの関係団体、観光事業者や交通事業者、梅農家や語り部、地域づくり関係者など13名のほか、外部アドバイザーとして國學院大学観光まちづくり学部から2名の教授に御指導いただいております。

第1回は、9月19日に開催し、観光の現状などについて意見交換を行い、第2回は、10月24日に開催し、ビジョンの将来像について協議し、ワークショップを実施し意見を出し合っております。第3回は、12月1日に開催し、第1回、第2回に出た意見を参考に、将来像、重点テーマについて協議したところでございます。第4回は、今月22日を予定しており、これまでの意見を整理した上で、将来像や重点テーマ、基本方針などを確認する予定で、年明けから3月まで4回開催し、個別の施策の検討や役割分担の明確化などを計画に反映するとともに、観光消費額などK P I を設定していく予定をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。本当に私も第3次のところに関わらせていただきましたが、

その観光振興ビジョンというのを、やはり関わった人たち皆さんの意見をうまくまとめながらみんなのものにしていくというのは非常に大事だなと思っております。

質問の3点目は、若狭町観光振興ビジョンをこれまで3回更新してきました。観光振興ビジョンの内容について、行政、観光団体、観光事業者、町民への認知度や活用について、今まで3回、十分にされてきたんでしょうか。策定しただけで、いわゆるつんどくですね、とか、そういうことになっていないかというのがちょっと心配なんで、計画どおりに実行できたのか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

第1次から第3次までの観光振興ビジョンについては、策定後、若狭三方五湖観光協会の会員に冊子の配布など関係者と共有を行ってはいるものの、その内容については十分な共有ができず、観光事業者や住民に浸透していなかったと認識しているところでございます。

また、第3次観光振興ビジョン計画と実効の乖離ですが、ナショナルサイクルルートに係る取組や民宿などの受入れ環境づくりなどは取り組めたものの、例えば、食材のブランド化、食事空間の演出方法のレベルアップ、生活文化ツーリズムなど、一部計画どおりに進んでいないものもございました。

これらの点につきましては、第4次観光振興ビジョン策定委員会の中で検証、議論するとともに、ビジョンを作成したということだけに終わらず、事業者、住民との意見交換などを経るなど、誰もが取り組めるよう共有し、実効性が高く、実現できるビジョンとして進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。本当に今のところ非常に大事かなと思いますし、実際にやはり民宿のほうも今までやってきた部分と、これからお客さんが求められてる部分というのは非常にあるかなというふうに思いますので、その辺も踏まえていろいろ考えていただきたいと思います。

質問の4点目でございますが、第4次若狭町観光振興ビジョンは、観光に携わる行政ですね、協会、観光事業者などの関係者が同じ目標に向かう戦略として、実効性のある

ものにならなければならないと考えます。具体的な取組や考え方を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

今後の策定委員会で協議してまいります。特に観光に携わる方々には、しっかりと認知していただく必要がございます。議員御指摘のとおり、同じベクトルに向くよう、観光団体と連携し、観光事業関係者の研修会などを開催し、それぞれの役割分担の下、目標に対して、それぞれがどのような取組をすべきかという点を確認し、意識を高め、今後の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

また、策定委員の方々には、第4次策定後も定期的にビジョンを評価する機会を設け、分析し、場合によっては見直しや必要な助言も行いながら、ビジョンの実効性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。やはりつくっただけでやるんじゃなくて、途中途中で、委員さん、多分時代もいろんな形で変わってきますし、環境面も変わってくると思います。そういう面では、都度、適時にそういう委員会を開いていただいて、いろんな検証いただいて、5年間の計画でございます、5年間というのは非常に短いようで、結構一つ一つが大事な部分であるかと思っておりますので、その事象事象で委員の御意見もいただきながら、みんなが再度認識していただく、また、研修会などを通じて、せっかくなつくつた、10回近く委員会やられていますので、それを大事なものとして、宝として活用していく、また、勉強会をしていくというのをお願いしたいと思っております。

質問の5点目でございますが、その検討委員会の中で、若狭町の観光戦略として、若狭町はどんなところが強くて、どんなところが弱いんだというところは、これから、観光、先ほども言いましたが、観光事業者の、例えば、町民とか、先ほど稼ぐ観光とか、いろんな形でお話しさせてもらいましたが、観光振興策につながるものだと私は思っております。そういう面では、強みと弱みというのを、今、委員会の方はどう分析されたかお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町の観光の現状を踏まえた「強み」として、三方五湖などの景観資源や水資源、年縞や熊川宿などの歴史的遺産、新鮮な魚介類など、既存資源の魅力の御意見をいただいております。観光データからも、来訪目的として自然景観や歴史文化資源の評価が高いことが示されていることから、これら豊富な観光資源を面的につなぐ周遊や体験型コンテンツの創出など、活用策が重要と分析しております。

一方で、「弱み」としましては、交通手段や情報発信力、宿泊施設の不足やお土産の開発といった受入れ側の環境整備などの御意見をいただいております。各データからも宿泊者数の減少や、都市部での認知度について把握しており、SNSなどを活用したデジタルマーケティングなどが課題と分析しているところでございます。

具体的な観光振興策につきましては、今後、策定委員会から御意見をいただき、まとめていきたいと考えておりますが、強みを活かしながら、ブランド力のある宿泊施設の誘致を最上位に、観光DXなど、弱みに対する取組を進めてまいります。加えて、より効果的にビジョンを推進するための体制づくりや人材育成、プロモーションや来訪しやすい環境づくりなどの強化を図るとともに、地域経済の中での観光マーケットの位置づけを明確にし、経済循環において不足する事項や加速すべき事項に投資する施策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勸信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。今、強みと弱みというのを出示いただきましたが、私自身は、今、民宿が、時代の流れで推移しているんで仕方ない部分もあるかと思うんですけど、160軒あったところが80軒近く減ってきて、またさらに高齢化という問題が来ております。そういうことでは、この若狭町、特に常神半島ですけれども、民宿固有の文化というのがやはり大事なかなと。そこで、一つは旧三方町、今の若狭町の観光の大事な宝かなというふうに思いますので、弱みという部分も少しいろんな方とお話をしながら、弱みに対しての取り組み方というのを考えていただければと思います。

質問の6点目でございますが、この検討委員会の中で、行政、観光協会、観光地域づくり法人、観光事業者など、それぞれの役割が明確化されていますか。

何遍も同じようなことになるかと思うんですけども、やはり、それぞれのところの団体とか、それぞれが同じようなことをしていたり、行政に皆負担が行ったりとか、いろ

んな、やはりこれまで見てきましたので、そういう部分では、しっかりと役割分担が検討委員会のほうで話されて、行政はこういったところで、観光協会はこういうことをやっている、地域づくり法人はこうです、観光事業者の皆さんこうです、町民の皆さんこうですと、農業者の方についてはいいお米をつくっていただいて民宿で、旅館で食べていただくとか、そういう、何かこういう役割分担をしっかりとみんなで分け合うと、これ、あんたらの仕事やでという部分であるので、その辺のところを明確化できているか、お伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

行政、観光協会、観光地域づくり法人、観光事業者など、それぞれの役割分担した体制づくりは、観光振興を図る上で最も重要なことと認識しております。

行政については、観光振興ビジョンに基づき、町全体の観光施策を展開する中で、観光協会をはじめとする各団体・観光事業者の育成、支援を図るとともに、団体や事業者ではできないことを担当し、観光協会は、会員である観光事業者のフォロー、育成のための事業に取り組んでいただき、また、観光地域づくり法人「DMO」は、地域全体のマーケティング・マネジメントを行い、観光商品の開発など実践的な役割を担っていただきたいと考えておりますし、観光事業者については、観光客に魅力的なサービスの提供に努めていただく必要があります。

これらの役割分担については、観光振興ビジョンの中でもしっかりと明記し、多様なプレーヤーに浸透を図ってまいりたいと考えております。また、ビジョンで示す各施策についても、誰が中心となり、どのような事業をいつ実施していくのかなどの実施プランも別に定めたいと考えておまして、ビジョンを行動レベルまで具体化し、着実に推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。それでは、質問の7点目に移らせていただきます。

現在、担当課で、令和8年度の当初予算編成作業に追われているところでございますが、ビジョンを今年度に策定し、計画と予算を整合し、実効性あるものとして進めていくためには、どこにポイントを置いて予算を編成していくのか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

第4次若狭町観光振興ビジョンは、現在策定中であるため、具体的な施策を当初予算に反映させる状況までには至っておりませんが、令和8年度予算は、ビジョンを推進するための第1歩として、観光はまちづくりを進める上での「手段」としての位置づけの下、地域経済を活性化し、観光消費額を高めることを念頭に、若狭町を認知していただくためのプロモーション等の発信強化や宿泊施設の誘致実現に向けてギアを上げて取り組んでいくとともに、観光関係団体や事業者がそれぞれの役割分担の中で、その体制づくり、力を発揮できる環境づくりをポイントに予算化してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。実際には、もうほぼ当初予算が終わり、2月3月で議案上程されると思います。そういう中では、今ほど答弁ありましたように、進んでいくことと、1つ僕がお願いしたいのは、やはり今既存の宿泊施設がどうなっていて、どういう支援が必要なのか、それをどう予算反映していくかというのは大事なことはないかなと。新しい宿泊施設を用意することも大事だと思うんですけども、今ある施設、今あるところをしっかりと大事にしながら、予算にも少しそういう配慮をしながら取り組んでいただくというのが、予算編成の中でもし御検討いただければというふうに思います。

質問の8点目をお願いいたします。

観光客は、市や町の境界を意識して訪れません。隣接市町との連携は非常に重要であります。三方五湖を共有する美浜町、鯖街道つながりの小浜市、高島市、敦賀以西の周遊促進する嶺南市町、町単独での予算編成でなく、連携する市町と国や県の予算を獲得して観光政策を進めるべきだと私は思います。

これらを考慮した令和8年度の予算編成について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

三方五湖、鯖街道、若狭湾など、嶺南市町内でも共有の観光資源がございます。これ

らを取り巻く関連事業については、若狭町単独ではなく、関連する市町と連携、協議しながら予算の確保に努めているところでございます。

三方五湖については、美浜町とも構成する「三方五湖広域観光協議会」において、三方五湖周辺の観光開発と観光客の誘致のための事業を推進しており、嶺南広域行政組合等からの支援を受けながら、インバウンドなどの誘客強化を図っているところです。

また、鯖街道関連については、小浜市と構成する「日本遺産活用推進協議会」のほか、小浜市、滋賀県高島市と構成する「鯖街道まちづくり連携協議会」を母体に広域観光を進めているところでございます。

特に、日本遺産が目指すべきモデルとして、また、日本遺産認定地域の最上位のランクとして、「御食国若狭と鯖街道」が日本遺産プレミアムに全国で唯一選定されていることから、国、県からの支援を受け、新たな観光コンテンツづくりやプロモーション活動を進めているところでございます。

また、嶺南6市町関連事業については、「若狭湾観光連盟」において、国や県の支援を受け、出向宣伝のみならず、観光誘客や教育旅行、そして、食についても様々な若狭路の魅力を発信しております。

令和8年度につきましては、引き続き構成市町と連携した予算編成を進めるとともに、今後、前例踏襲ではなく、評価、分析しながら、現在、若狭三方五湖観光協会でも活用しております観光庁の「観光DX推進による地域活性化モデル実証事業」や、文化庁の「文化資源活用事業費補助金」など、国や県の支援を有効に導入して、「広域観光」として、より効果のある必要な事業を構成市町とともに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。私も若狭湾観光連盟におりましたので、いろんな事業というのはたくさんあります。そういう中で、今、私も見ている中で、レインボーライン山頂公園に皆さん来られて、そのまま高速道路でどこかへ向かわれるという方も非常に多く見受けております。特にバス、団体バスなんかは特に多いかなと思います。やはり1点で今の観光を終わるんじゃなくて、嶺南市町含めて、また、若狭町内含めて周遊してもらって、やはり1点から2点、3点という、つながっていく観光というのが必要かと思っておりますので、嶺南市町が、新幹線が敦賀まで開業しました。そういう面では、敦賀からこっち側にどう足を向けていただいて、どうこだけお金を落としていただくかという

部分をみんなで考えていく必要があるのではないかなと思います。

最後の質問になります。

観光K P I と観光資源を生かし、観光ニーズに合ったサービス提供のための分析と、民宿など、事業者の高齢化などの課題について、事業者の声を反映した政策づくりができてきているのかお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

観光K P I については、今日では、組織の最終的な目標を数値で示した指標を意味するK G I といった指標もございます。観光については、まちづくりの手段でございますが、中でも、地域の経済にどう影響するかが大きなポイントと認識しており、「観光消費額」の設定がK G I であると考えております。K G I を達成するために、観光資源の活用や観光サービスの提供を展開することとなりますが、そのためにはしっかりとしたマーケットの分析が重要であると考えております。

今後、各施策、事業を実施する中でも、まず、マーケットの状況をしっかり分析した上で事業立案するとともに、観光事業関係団体や観光事業者に対してもしっかりと情報提供・共有を図れる仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

町内には、昭和63年には147軒の民宿でにぎわっておりましたが、後継者不足等により、令和7年には58軒に減少し、その約40%は高齢者の経営となっております。

後継者不足に加えて、民宿のP R や予約など、観光サービスの提供においてもデジタルが主流となってきていることから、高齢者の経営が多い中、民宿のさらなる減少が想定され、本町の経済、産業構造へも影響を及ぼすと危惧しているところでございます。

現在、観光協会において、民宿と顔を合わせたヒアリングを行っております。高齢化の現状や課題などの意見も確認し、第4次観光振興ビジョンにも反映してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。特に民宿の問題につきましては、本当に厳しい部分というのはたくさんあるかと思えます。しかしながら、その声を、やはりしっかりお聞きしながら、民宿の宿泊の在り方とか食事の在り方とか、いろいろな面で改善できるところは

改善して、また新民宿スタイルというか、そういうのも考えたりすることというのも1つの案かなというふうに思います。できるだけ、先ほど申しました若狭ふぐやアオリイカや、いろいろな形で評価をされている食事が提供できなくなると非常に若狭への魅力というのが半減すると思います。お客さんも、冬のシーズンになれば蟹を食べたり、フグを食べたいという楽しみを持ってここに訪れていただけます。それは、皆さん、お金を落としていただいて、そして、町の1つのお金が回っていくというか、経済の活性化につながっているというふうに思っております。

非情に観光というのは分かりづらい部分と、それと、やはりいろいろな方が、外貨ではないですけど、いろいろな方が訪れていただき、若狭町の特産品を買っていただいたり、また、食事をしていただいたり、また、泊まっていたりというところで、非常にお金を落としていただくというのは失礼かもしれませんが、そこに使っていただくという行為というのは、非常に若狭町にとっては大事な方々でございます。ぜひ、今回のビジョンを策定するに当たり、今、御答弁いただきましたことを、しっかり委員の皆様とお話をしながら、また、観光協会とか観光団体、また、観光事業者の皆さんと色々な意見を交わしながら、観光、1つの新しい第4次のビジョンのスタートとなるような形で進めていただきたいというふうに思っております。

私からは、以上の質問で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後 3時47分 散会）